

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド 2018年5月14日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債(アルプス電気株式会社)(以下「本債券」といいます。)のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出しや当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の対象銘柄の後場終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく、対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る可能性があります。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準や金利水準の変化、本債券の発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・お取引に際しては、購入対価のみをお支払いただきます。

本債券のお取引は、金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります

(早期償還リスク)

・本債券は、一定の条件が満たされた場合、直後の早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・期中に早期償還の適用を受けず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があります。また、満期償還額は額面金額を上回ることではないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。さらに、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当を得ることはできません。

(価格変動リスク)

・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および対象銘柄の株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券

価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行体の業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号 等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金	47,937,928,501 円(平成 27 年 6 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連 絡 先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、および特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ

（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2015 年 10 月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

2018年5月14日満期

早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債
(アルプス電気株式会社)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

本社債の 2016 年 5 月 14 日以降の利払日における利率および 2016 年 2 月 14 日以降の利払日における早期償還は、アルプス電気株式会社の株価水準により決定され、また、本社債の満期償還はアルプス電気株式会社の株価水準によっては、償還株式数の対象株式および（もしあれば）現金調整額の交付をもって行われることがありますので、本社債はアルプス電気株式会社の株価動向により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第 2 売出要項 1. 利息」および「第一部 証券情報 第 2 売出要項 2. 償還および買入れ」をご参照ください。

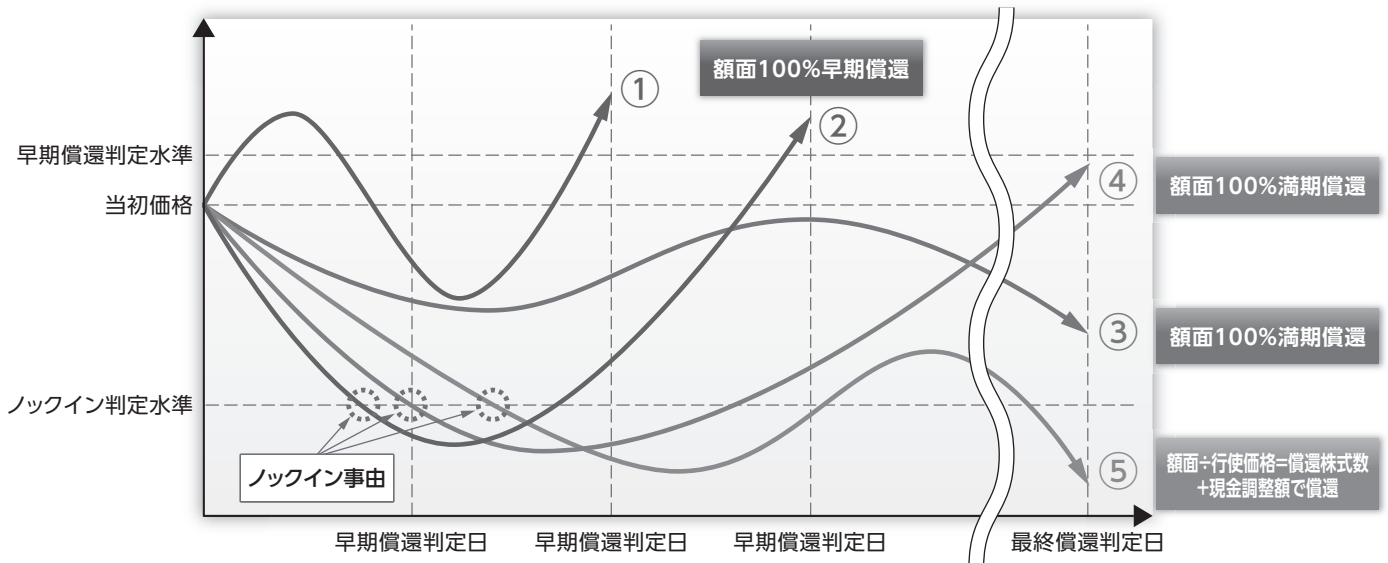
なおアルプス電気株式会社につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報 第 2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

本社債に投資しようとする投資家は、本社債への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本社債の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本社債に対する投資を行ってください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

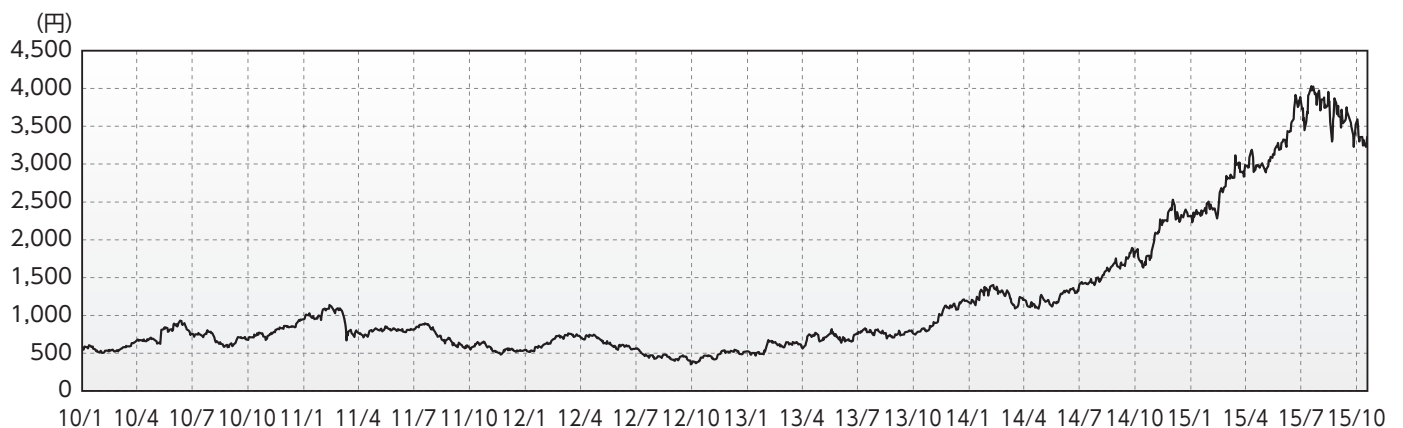
期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 < 当初価格」の場合、「額面金額 $\div$ 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「売出社債のその他の主要な事項」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<アルプス電気(6770 JT) 参考株価動向>



出所:Bloomberg、2010年1月4日から2015年10月21日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（アルプス電気株式会社（銘柄コード：6770 JT））の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

<想定損失額（過去データ）>

以下の観測期間におけるアルプス電気の株価の想定最大下落率（期間中の最高値（終値）と最安値（終値）の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。）は、以下の通りです。

観測期間	期間	アルプス電気株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2013/10/1～2015/9/30	2年	4,030.00	747.00	-81.47%
2013/4/1～2015/9/30	2年半	4,030.00	562.00	-86.06%
2012/10/1～2015/9/30	3年	4,030.00	352.00	-91.27%

本債券の満期償還時におけるアルプス電気の株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に91.27%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して91.27%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。アルプス電気の株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額（もしあれば）の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

対象株式の当初価格からの下落率	実質償還金額（円）	想定損失額（円）
0%	500,000	0
-10%	450,000	-50,000
-20%	400,000	-100,000
-30%	350,000	-150,000
-40%	300,000	-200,000
-50%	250,000	-250,000
-60%	200,000	-300,000
-70%	150,000	-350,000
-80%	100,000	-400,000
-90%	50,000	-450,000
-100%	0	-500,000

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてアルプス電気の株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるアルプス電気株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時におけるアルプス電気の株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に91.27%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して91.27%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額はアルプス電気の株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】	
【発行登録追補書類番号】	26-外24-21
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月28日
【会社名】	ザ・ホンコン・アンド・シヤンハイ・バンキング・ コーポレイション・リミテッド (The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited)
【代表者の役職氏名】	副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォン・ツン・シュン (Peter Wong Tung Shun, Deputy Chairman and Chief Executive)
【本店の所在の場所】	香港、クイーンズ・ロード・セントラル1番 (1 Queen's Road Central, Hong Kong)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 小馬瀬 篤 史
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 井 上 貴美子
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03-6888-5873
【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【今回の売出金額】	200,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	平成26年 6 月 4 日
効力発生日	平成26年 6 月12日
有効期限	平成28年 6 月11日
発行登録番号	26-外24
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
26-外 24- 1	平成 27 年 2 月 6 日	810,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 2	平成 27 年 5 月 8 日	300,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 3	平成 27 年 5 月 11 日	300,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 4	平成 27 年 5 月 15 日	1,950,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 5	平成 27 年 5 月 22 日	1,421,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 6	平成 27 年 6 月 1 日	510,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 7	平成 27 年 6 月 5 日	300,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 8	平成 27 年 6 月 17 日	500,000,000 円	該当なし	
26-外 24- 9	平成 27 年 6 月 19 日	5,810,000,000 円	該当なし	
26-外 24-10	平成 27 年 6 月 22 日	300,000,000 円	該当なし	
26-外 24-11	平成 27 年 6 月 30 日	310,000,000 円	該当なし	
26-外 24-12	平成 27 年 7 月 8 日	300,000,000 円	該当なし	
26-外 24-13	平成 27 年 7 月 17 日	410,000,000 円	該当なし	
26-外 24-14	平成 27 年 9 月 7 日	310,000,000 円	該当なし	
26-外 24-15	平成 27 年 9 月 10 日	342,000,000 円	該当なし	
26-外 24-16	平成 27 年 9 月 14 日	2,000,000,000 円	該当なし	
26-外 24-17	平成 27 年 9 月 17 日	1,319,000,000 円	該当なし	
26-外 24-18	平成 27 年 9 月 28 日	200,000,000 円	該当なし	
26-外 24-19	平成 27 年 9 月 30 日	310,000,000 円	該当なし	
26-外 24-20	平成 27 年 10 月 2 日	1,002,000,000 円	該当なし	
実 績 合 計 額		18,704,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 481,296,000,000 円
（発行残高の上限を記載した場合）

番 号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実 績 合 計 額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注） 当行は、本書において、課税、法令及び規制についていかなる助言もするものではない。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	2
第3 第三者割当の場合の特記事項	38
第二部 公開買付けに関する情報	39
第三部 参照情報	40
第1 参照書類	40
第2 参照書類の補完情報	40
第3 参照書類を縦覧に供している場所	41
第四部 保証会社等の情報	42
第1 保証会社情報	42
第2 保証会社以外の会社の情報	42
第3 指数等の情報	43
「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	44
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	45

第一部【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし。

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド 2018 年 5 月 14 日満期 早期償還条項付／他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アルプス電気株式会社） （以下「本社債」という。）（注 1）
売出券面額の総額または売 出振替社債の総額	200,000,000 円（注 2）
売出価額の総額	200,000,000 円
売出しに係る社債の所有者 の住所および氏名または名 称	株式会社 SBI 証券（以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
記名・無記名の別	無記名式
各社債の金額	500,000 円（以下「額面金額」という。）
利 率	(1) 2015 年 11 月 13 日（同日を含む。）から 2016 年 2 月 14 日 （同日を含まない。）まで： 額面金額に対して、年 11.00% (2) 2016 年 2 月 14 日（同日を含む。）から償還期限（同日を含ま ない。）または（場合により）早期償還される日（同日を含ま ない。）まで： (i) 関連する判定日における対象株式の終値が、利率判定価 格と等しいかそれを超えると計算代理人が判断した場 合： 額面金額に対して、年 11.00% (ii) 関連する判定日における対象株式の終値が、利率判定価 格未満であると計算代理人が判断した場合： 額面金額に対して、年 0.10% (注 3)

償還期限	2018年5月14日（注4）
摘 要	(1) 本社債につき、個別の格付は取得していない。 (2) 本社債のその他の主要な事項については、下記「売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

- （注1） 本社債は、発行会社のメディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2015年11月12日（以下「発行日」という。）に、発行会社により発行され、かつ、2014年3月12日付誓約証書（以下「誓約証書」という。）により構成され、その利益を享受する。本社債に適用ある条項は、2015年3月12日付募集目論見書（その後に発行された補足目論見書を含み、以下「海外目論見書」という。）および本社債に係る補足条件書（以下「補足条件書」という。）に記載されている。本社債は、いかなる取引所にも上場されない予定である。
- （注2） 本社債は、ユーロ市場で発行され、日本で売り出される。本社債のユーロ市場における発行券面総額は、200,000,000円である。本書において、「円」は、日本国の法定通貨である日本円をいう。
- （注3） 本社債の付利は2015年11月13日より開始する。利率の欄において使用されている用語は、下記「用語の定義」に定義されている。
- （注4） 本社債は、下記「売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%
申込期間	2015年10月28日から2015年11月12日まで
申込単位	500,000円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の本店および日本国内の各支店（注1）
売出しの委託を受けた者の住所、氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
摘 要	2015年11月13日を受渡期日とする。

- （注1） 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を売出人に提出しなければならない。
- （注2） 本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「米国証券法」という。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。また、そのように登録される場合を除き、米国内において、または米国人に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の勧誘または売り付けを行ってはならない。ただし、レギュレーションSに依拠する国外取引で非米国人に対する場合または米国証券法の登録義務の免除もしくは当該登録義務に服さない取引に従う場合で、かつ、その他の適用ある証券法を遵守する場合はこの限りではない。本項において使用される用語は、米国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- （注3） 本社債は、米国税法のTEFRA Dに従う。米国内国歳入庁の規則により認められた場合を除き、米国もしくはその属領内において、または、米国人（United States Person）に対して、本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。本項において使用される用語は、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「受渡障害事由」とは、

対象株式の市場における流動性の欠如によって、発行会社が本社債に基づく償還株式数の受渡を満期償還日に行うことができないまたはその手配ができないと計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した場合をいう。

「営業日」とは、	東京において商業銀行および外国為替市場が営業しており、かつ支払決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。
「終値」とは、	東京証券取引所が公表する、関連する日における東京証券取引所の判定時における対象株式の円での価格をいう。当該価格は、参照レベル調整事由が発生した場合、計算代理人により調整される。下記「2. 償還および買入れ（5）障害事由および調整事由」を参照のこと。
「合併日」とは、	合併事由（下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。）のクロージング日をいう。当該合併事由に適用される現地法に基づきクロージング日を決定できない場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定するその他の日をいう。
「関連取引所」とは、	対象株式に関連する先物取引またはオプション取引の市場全体に重大な影響を有する各取引所または相場システム（計算代理人が決定する。）をいう。
「計算代理人」とは、	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドをいう。
「現金調整額」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1） 満期における償還」に定義される。
「公開買付日」とは、	公開買付事由（下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。）に関し、適用ある保有割合基準を満たす数の議決権付株式が実際に買い付けられたか、その他取得された日（計算代理人が決定する。）をいう。
「行使価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当初価格に行使レベルを乗じた金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「行使レベル」とは、	100.00%とする。
「交付費用」とは、	計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、譲渡人より該当する保有者のための償還株式数の購入、譲渡、交付その他処分によって生じるまたはそれらに関連するすべての費用、税金、負担および／または支出（印紙税、印紙保留税および／またはその他費用、負担または税金を含む。）をいう。
「最終価格」とは、	最終判定日における対象株式の終値をいう。
「最終判定日」とは、	最終の利払日（すなわち満期償還日）に係る判定日をいう。
「参照レベル調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。
「市場障害事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ（5） 障害事由および調整事由」に定義される。
「障害日」とは、	東京証券取引所または関連取引所が通常の取引のために開設されないまたは市場障害事由が生じた予定取引日をいう。

「償還株式数」とは、	下記「2. 償還および買入れ (1) 満期における償還」に定義される。
「潜在的調整事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
「早期終了額」とは、	裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め（スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。）を解消する際に発行会社（またはその関係者）に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）をいう。
「早期償還額（税務）」とは、	裏付けとなるまたは関連するヘッジ取引および資金調達取決め（スワップまたはその他の手段を含むが、これらに限定されない。）を解消する際に発行会社（またはその関係者）に生じる損失、経費および費用を十分に斟酌して調整した、関連する早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（すべて計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する。）をいう。
「早期消滅決済額」とは、	計算代理人の単独かつ絶対的裁量に基づく意見として定められる、本社債の消滅の代償としてその状況における公正な金額をいう。
「対象株式」とは、	アルプス電気株式会社（以下「対象会社」という。）の発行済み普通株式（証券コード：6770）をいう。
「追加障害事由」とは、	下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。
「東京証券取引所」とは、	東京証券取引所、それを承継する取引もしくは相場システム、またはそれを代替する取引もしくは相場システムで対象株式の取引が一時的に移転されているもの（ただし、計算代理人が、かかる一時的な代替取引または相場システムにおける対象株式の流動性が東京証券取引所と相応するものと判断する場合に限る。）をいう。
「当初価格」とは、	当初価格決定日に計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、対象株式の当初価格決定日における終値をいう。
「当初価格決定日」とは、	2015年11月13日（または同日が予定取引日に当たらない場合、直後の予定取引日）をいう。ただし、計算代理人の意見として、障害日に当たらないことを条件とする。当該日が障害日とされる場合、当初価格決定日は障害日ではない直後の予定取引日とする。ただし、予定した当初価格決定日（障害日とされる事由が生じていなければ当初価格決定日とされるはずであったもとの日をいう。以下同じ。）の直後の2予定取引日が連続して障害日とされる場合、(1) 予定した当初価格決定日の直後の2予定取引日目の日を、障害日であっても当初価格決定日とみなし（以下「みなし決定日」という。）、(2) 計算代理人は誠実にみなし決定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。

「特別配当」とは、	計算代理人がその絶対的裁量で定める、対象会社が配当宣言し該当する対象株式の理論価値を希薄化する効果のある対象株式1株あたりの金額をいう。疑義を避けるために付言すると、特別配当は、潜在的調整事由の発生のみに関係する。
「取引所営業日」とは、	東京証券取引所または関連取引所がその予定取引終了時の前に終了するか否かにかかわらず、東京証券取引所および各関連取引所がそれぞれの通常の取引のために開設されている予定取引日をいう。
「ノックアウト価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、対象株式の当初価格の105.00%に相当する金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「ノックアウト早期償還額」とは、	各本社債につき、額面金額の100%に相当する金額をいう。
「ノックアウト早期償還事由」とは、	最終判定日を除く、各判定日において計算代理人がその単独かつ完全なる裁量で対象株式の終値がノックアウト価格と等しいかそれを超えると決定した場合、当該判定日において発生したとみなされるものをいう。
「ノックアウト早期償還日」とは、	ノックアウト早期償還事由が発生した判定日の直後の利払日をいう。当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。）。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。
「ノックイン価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当初価格にノックインレベルを乗じた金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「ノックイン事由」とは、	ノックイン事由観察期間において、いずれかの予定取引日における対象株式の終値がノックイン価格と等しいかこれを下回ると計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定した場合に発生したとみなされるものをいう。
「ノックイン事由観察期間」とは、	2015年11月13日（同日を含む。）から最終判定日（同日を含む。）までの期間をいう。
「ノックインレベル」とは、	70.00%とする。
「端数相当株」とは、	下記「2. 償還および買入れ（1）満期における償還」に定義される。
「判定時」とは、	当初価格決定日または関連する判定日における東京証券取引所の予定取引終了時をいう。ただし、東京証券取引所が予定取引終了時より前に終了した場合、かかる実際の終了時とする。
「判定日」とは、	各利払日（当該利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、直前の営業日とする。））の5予定取引日前の日をいう。当該日が障害日とされる場合、障害日でない直後の予定取引日を判定日とする。ただし、予定した判定日（障害日とされる事由が生じていなければ判定日とされるはずであったものの日）をいう。以下同じ。）の直後の2予定取引日が連続して障害日とされる場合、(1)予定した判定日の直後の2予

	定取引日目の日を、障害日であっても、判定日とみなし（以下「みなし判定日」という。）、(2) 計算代理人は誠実にみなし判定日の判定時における対象株式の価値を算定するものとする。
「振替決済障害事由」とは、	発行会社の支配が及ばない事由により JASDEC（下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。）またはその承継者が対象株式を振り替えることができないと、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合をいう。
「法の変更」とは、	発行日以降、(A) 適用される法律もしくは規則（税法を含むが、これに限定されない。）の採用もしくは変更ゆえに、または (B) 適用される法律もしくは規則の管轄権を有する裁判所、裁定機関もしくは規制当局による解釈の公布もしくは変更ゆえに、(X) 対象株式を保有、取得もしくは処分することが違法となったか、または (Y) 本社債に基づく発行会社の義務を履行する費用が著しく増加する（租税債務の増加、税制上の優遇措置の縮小、または発行会社の税務ポジションに対するその他の悪影響によるものを含むが、これらに限定されない。）、と発行会社が誠実に決定することをいう。
「満期償還日」とは、	2018年5月14日をいう。
「予定取引終了時」とは、	東京証券取引所、関連取引所または予定取引日について、予定取引日における東京証券取引所または関連取引所にかかる平日の予定された終了時刻をいう。時間外または通常取引外の他の取引は考慮しない。本書日付現在、東京証券取引所の予定取引終了時は、日本時間午後3時である。
「予定取引日」とは、	東京証券取引所および関連取引所がそれぞれ通常の取引のために開設を予定している日をいう。
「利率判定価格」とは、	当初価格決定日において計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する、当初価格に利率判定レベルを乗じた金額（ただし、小数第3位を四捨五入する。）をいう。
「利率判定レベル」とは、	85.00%とする。
「臨時事由」とは、	合併事由、公開買付事由、国有化、倒産、倒産申立または上場廃止（国有化、倒産、倒産申立および上場廃止は、下記「2. 償還および買入れ (5) 障害事由および調整事由」に定義される。）をいう。
「JASDEC営業日」とは、	JASDECまたはその承継者が振替指示の受領および執行のため営業している日（または振替決済障害事由が発生しなければ営業していたはずの日）をいう。

売社債のその他の主要な事項

1. 利 息

- (1) 各本社債の利息は、額面金額 500,000 円の各本社債につき、以下に記載する方法に従って決定される利率で、利息起算日である 2015 年 11 月 13 日（同日を含む。）から満期償還日（同日を含まない。）までこれを付す。利息の支払は、2016 年 2 月 14 日を初回とし、それ以降満期償還日（同日を含む。）まで、毎年 2 月 14 日、5 月 14 日、8 月 14 日および 11 月 14 日（以下の営業日

の処理規定に従うものとし、それぞれ「利払日」という。)に、下記「3. 支払」の規定に従って後払いで支払われる。

利息起算日(同日を含む。)から初回の利払日である2016年2月14日(同日を含まない。)までの期間(以下「初回利息期間」という。)については、年11.00%の利率で利息が付され、額面金額500,000円の各本社債につき支払われる利息の金額として、13,903円が初回の利払日である2016年2月14日に後払いされる。

2016年2月14日(同日を含む。)から満期償還日(同日を含まない。)までの期間については、2016年5月14日を初回とし満期償還日を最終回とする各利払日に、前利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(初回利息期間と併せて以下「利息期間」という。)についての利息が後払いされる。額面金額500,000円の各本社債につき各利払日に支払われる利息の金額は、以下に記載する方法に従って計算代理人によりその単独かつ絶対的裁量で決定される。利息の金額は、1円未満を四捨五入する。

(A) 当該利払日の直前の判定日における対象株式の終値が、利率判定価格と等しいかそれを超える場合：

利率は年11.00%とし、利息の金額は13,750円とする。

(B) 当該利払日の直前の判定日における対象株式の終値が、利率判定価格未満である場合：

利率は年0.10%とし、利息の金額は125円とする。

利払日が営業日に当たらない場合、翌営業日を利払日とする(ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該利払日は直前の営業日とする)。なお、かかる利払日の調整がなされた場合であっても、利息期間および支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

対象株式の終値の推移

下記の表は、2011年から2014年までの各年および2014年11月から2015年10月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価の終値の最高値と最安値を表したものである。ただし、かかる期間において対象会社について合併などの事由が生じている場合、または対象株式について株式併合もしくは株式分割が行われている場合などには、効力発生前の株価は当該事由を考慮して調整された値で表記されている場合がある。これは、投資家に対する参考のために対象会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものである。対象株式の終値の過去の推移は、対象株式の終値の将来の変動を示唆するものではなく、また本社債の価値を示すものでもない。下記の対象株式の終値の過去の推移は、本社債の満期まで対象株式の株価が同様に変動することを示すものではなく、本社債の市場価値を示すものでもない。

＜アルプス電気株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2011 年から 2014 年までの年次毎および 2014 年 11 月から 2015 年 10 月の月次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2011 年	1,137.0	483.0
2012 年	761.0	352.0
2013 年	1,212.0	468.0
2014 年	2,528.0	1,088.0

年 月	最高値（円）	最安値（円）	年 月	最高値（円）	最安値（円）
2014 年 11 月	2,374.0	1,975.0	2015 年 5 月	3,280.0	2,892.0
2014 年 12 月	2,528.0	2,236.0	2015 年 6 月	3,915.0	3,200.0
2015 年 1 月	2,477.0	2,232.0	2015 年 7 月	4,030.0	3,450.0
2015 年 2 月	2,690.0	2,281.0	2015 年 8 月	3,970.0	3,300.0
2015 年 3 月	3,115.0	2,708.0	2015 年 9 月	3,770.0	3,230.0
2015 年 4 月	3,190.0	2,836.0	2015 年 10 月	3,590.0	3,230.0

出典：ブルームバーグ L P

（注）ただし、2015 年 10 月は 10 月 26 日まで。2015 年 10 月 26 日の東京証券取引所におけるアルプス電気株式会社の株価の終値は 3,580.0 円であった。

- (2) 利息の発生は、本社債が償還される日に停止する。ただし、本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）がなされたにもかかわらず、償還額（場合により、満期償還額（下記「2. 償還および買入れ（1）満期における償還」に記載する方法に従って決定される。）、早期償還額（税務）または早期終了額およびその他本社債の要項に規定するまたはそれに従って決定される償還金額の性質を有するその他の金額を意味する。）の全額の支払が不当に留保、拒絶その他の不払いとなった場合、支払が不当に留保、拒絶その他の不払い（請求または判決の前後を含む。）となった元本に対し、当該本社債の適法な呈示または引渡し（必要である場合）、当該支払が行われた日まで、または、かかる日より早い場合（支払の前提条件として当該本社債の呈示または引渡しが必要ではない場合を除く。）、発行支払代理人（下記「4. 支払代理人」に定義される。）が当該支払を行う資金を受領後、当該必要な資金を受領した旨を当該本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）に対して下記「10. 通知」に従い通知した日の翌日より 7 日目の日まで（ただし、その後本社債権者に対する支払に不履行があった場合を除く。）、継続して適用ある利率による利息が発生する。

各本社債につき支払われる利息の金額は、各本社債の額面金額に、該当する期間に応じて適用ある利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を 360 で除して得られた商を乗じることにより計算される。ただし、1 円未満を四捨五入する。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日（当日を含む。）から計算期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

疑義を避けるために付言すると、ロックアウト早期償還事由が発生する判定日であるロックアウト早期償還日についても利息の金額（もしあれば）は支払われるが、それ以降に利息の金額が支払われることはない。

- (3) 計算代理人が付与、表示、行為または取得するすべての証明、通信、意見、判定、計算、建値および決定は、故意、悪意または明白な誤りが無い限り、発行会社、発行支払代理人ならびに本社債および利札の保有者を拘束し、計算代理人はその権限、義務および裁量の行使または不行使についての責任を発行会社ならびに本社債および利札の保有者に負わない。

2. 償還および買入れ

(1) 満期における償還

本社債が早期償還または買入消却されない限り、各本社債について満期償還日に支払われる満期償還額は、以下に記載する方法に従って計算代理人の単独かつ絶対的裁量で決定される。

- (a) ロックイン事由が発生しなかった場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (b) ロックイン事由が発生し、対象株式の最終価格が行使価格と等しいかそれを超える場合：

$$\text{額面金額} \times 100\%$$

- (c) ロックイン事由が発生し、対象株式の最終価格が行使価格未満の場合：

発行会社（または関連会社、子会社その他発行会社グループの事業体）は、各本社債について、満期償還日において、本社債権者に対して、(a) 償還株式数を交付し（振替決済

障害事由が発生および継続していないことを条件とする。)、(b)現金調整額を支払わなければならない。

「償還株式数」とは、額面金額を行使価格で除した数をいう（売買単位（本書提出日現在、100 株。売買単位は対象会社の定款変更その他により変更される場合がある。）に満たない数を切り捨てる。）。端数は現金決済の対象となり（下記(iii)を参照のこと。）、参照レベル調整事由に規定する事由が発生した場合、計算代理人による調整の対象となる。

- (i) 満期償還日において振替決済障害事由が発生し継続している場合、償還株式数の交付は振替決済障害事由が消滅するまで延期される。
- (ii) 償還株式数は、額面金額毎に計算される。
- (iii) 疑義を避けるため付言すると、交付される償還株式数が、対象株式の売買単位（または売買単位の整数倍）に満たないか対象株式の端数を構成する場合、売買単位の最大整数倍が償還株式数として交付され、対象株式の売買単位に満たない残りの端数（以下「端数相当株」という。小数第 6 位を四捨五入する。）は交付されない。端数相当株については、発行会社は本社債権者に対して、下記の計算に基づく現金（1 円未満を四捨五入する。）（以下「現金調整額」という。）を交付しなければならない。

最終価格×端数相当株

- (iv) 償還株式数の交付は、関連する本社債権者が、計算代理人および／またはディーラーに対して、すべての交付費用について計算代理人および／またはディーラーが満足する支払をするまでなされない。本社債権者は、計算代理人に対して、償還株式数を本社債権者に譲渡および交付する際に生じる印紙税その他の費用を支払わなければならない。

満期償還日が営業日に当たらない場合、翌営業日を満期償還日とする（ただし、かかる日が翌暦月に属する場合、当該満期償還日は直前の営業日とする。）。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても、支払われるべき金額の調整は、一切なされない。

(2) ノックアウト早期償還

ノックアウト早期償還事由が発生した場合、本社債は償還され、発行会社により、ノックアウト早期償還日において、ノックアウト早期償還額が支払われる。

(3) 税務上の理由による早期償還

本社債に関し、本社債の発行日以後に有効となった、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局もしくは機関の法令または決定の変更、あるいは、かかる法令または決定の解釈または運用の変更の結果として、発行会社が下記の「8. 課税」に基づき、追加額を支払うことを求められる場合、発行会社はその裁量により、本社債権者に対し、「10. 通知」に従い 30 日以上 60 日以下の通知（かかる通知は取消不能とする。）をした上で、未償還の本社債のすべて（一部は不可）を、早期償還額（税務）で、経過利息（もしあれば）とともに、償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本社債に関する支払期日が到来したと仮

定すれば発行会社がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の 90 日前より早く行うことはできない。

(4) 不可抗力を理由とする早期償還

本社債に基づく発行会社の義務（または本社債に関連して設定されたヘッジ取引もしくは資金調達取決めに基づく発行会社もしくは発行会社の関係者の義務）の履行の全部または一部が、違法または実務上不能（適用される現在もしくは将来の法律、規定、規則、判決、命令もしくは指令、または政府、行政、立法もしくは司法当局もしくは権限者の要件もしくは要請に従った結果である場合を含むが、これらに限定されない。）になったと計算代理人がその絶対的裁量で決定した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の当該義務を解消する権利を有するものとする。かかる状況において本社債は、発行会社の選択により、当該事由の結果として本社債に基づく発行会社の義務または関連するヘッジ取引もしくは資金調達取決め（本社債に基づく発行会社の義務をヘッジするあらゆる種類の原資産および／またはスワップもしくはその他の手段を保有することを含むが、これらに限定されない。）に関して発行会社および／またはその関係者に生じた合理的な経費および費用（かかる関連するヘッジ取引および資金調達取決めに解消する費用を含むが、これらに限定されない。）を十分に斟酌して調整した、かかる早期償還直前の（当該早期償還に至った事情は考慮に入れない。）本社債の公正市場価値に等しい金額（計算代理人が決定する。）で、償還されることができる。

(5) 障害事由および調整事由

計算代理人は、随時、場合に応じて対象株式または対象会社に関し、参照レベル調整事由が発生したか否かを決定するものとする。計算代理人が、かかる事由が発生したと決定した場合、計算代理人が本社債の要項に従い行うことのできるその他の選択、調整または代替を損なうことなく、計算代理人は、対象株式の当初価格、最終価格もしくは終値、または本社債のその他の諸条件に対し、その単独かつ絶対的裁量で適切とみなす調整を行うことができる。

本書において矛盾がある場合、計算代理人は、参照レベル調整事由、振替決済障害事由もしくは臨時事由、または本書に記載する各事由のいずれを適用するかを、その単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

「参照レベル調整事由」とは、計算代理人の裁量により、本社債の要項（対象株式の当初価格、最終価格および／または終値を含むがこれらに限定されない。）を調整する結果となる市場障害事由、潜在的調整事由、臨時事由または追加障害事由をいう。

(a) 市場障害事由

「市場障害事由」とは、対象株式に関し、下記(I)または(II)に記載の事由をいう。

(I) 関連する判定時までの 1 時間の間に、下記(i)または(ii)の事由が発生または存在すること

- (i) 東京証券取引所または関連取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことその他の理由により、(A)東京証券取引所での対象株式の取引または(B)関連取引所での対象株式に関する先物もしくはオプション取引について、東京証券取引所または関連取引所その他による取引の停止または取引制限

- (ii) 市場参加者により、(A)東京証券取引所で対象株式の取引を行うもしくは対象株式の市場価値を把握する、または(B)関連取引所で対象株式に関する先物もしくはオプション契約を行うもしくはかかる契約の市場価値を把握することが一般に障害される事由（計算代理人が決定する。）（下記(II)の事由を除く。）

上記いずれの場合も、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で重大と決定するときとする。

- (II) 取引所営業日において、東京証券取引所または関連取引所のいずれかが、その取引所の予定取引終了時よりも前に終了すること。ただし、(A)当該取引所営業日における当該取引所の通常取引が実際に終了した時点、または(B)当該取引所営業日の判定時における執行のため東京証券取引所もしくは関連取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の1時間以上前に、かかる早期終了が当該取引所により発表された場合、この限りではない。

(b) 振替決済障害事由

計算代理人は、随時、その単独かつ絶対的裁量で、振替決済障害事由が発生したか否かを決定しなければならない。計算代理人が振替決済障害事由の発生を決定し、当該振替決済障害事由が発生しなければ決済日（すなわち満期償還日）となっていた日に対象株式を受け渡すことが障害された場合、株式会社証券保管振替機構（以下「JASDEC」という。）またはその承継者を介して対象株式の振替が可能となった最初の日を決済日とする。ただし、振替決済障害事由が発生していなければ決済日となっていた日から8 JASDEC 営業日連続で、振替決済障害事由により決済が障害される場合、この限りではない。この場合、(a)他の商業上合理的な方法により対象株式を受け渡すことが可能と計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合、8 JASDEC 営業日目の日に実行される対象株式の売却の決済が、計算代理人がその単独の絶対的裁量で決定する他の商業上合理的な受渡方法（受渡のかかる他の方法は、対象株式の受渡の目的において適用ある決済機関とみなされる。）を用いたときに一般的に行われるはずの最初の日を決済日とし、(b)他の商業上合理的な方法で対象株式を受け渡すことができないと計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する場合、JASDEC もしくはその承継者を介してまたは商業上合理的な他の方法で受渡が実施できるときまで、決済日は延期される。

(c) 受渡障害事由

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、受渡障害事由が発生したと決定した場合、計算代理人は発行会社へ通知し、発行会社は速やかに該当する本社債権者に通知するものとし、発行会社は、下記のいずれかを行うことができる。

- (i) 発行会社の単独かつ絶対的裁量で、償還株式数の受渡義務は消滅すると決定し、償還株式数の受渡がなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各本社債権者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払がなされたときに完全に履行されたものとする。
- (ii) 償還株式数のうち、発行会社が満期償還日に受け渡すことのできる数（もしあれば）を満期償還日に受け渡し、残りの償還株式数の受渡がなされない対価としてその状況において公正であると計算代理人が単独かつ絶対的裁量で判断する金額を支払う。この場合、各本

社債権者の償還株式数の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は当該金額の支払がなされたときに完全に履行されたものとする。

本項の適用がある場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で実務的と決定する限りにおいて、本項は本社債権者間において案分計算で適用されるものとする。ただし、切捨処理（支払額か受け渡される株式数かは問わない。）、かつ、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で、当該定めを実務的に実施するために適切と決定するその他の調整に服する。

(d) 対象株式に影響を与える調整および臨時事由

(x) 調整

計算代理人は随時、その単独かつ絶対的裁量で、潜在的調整事由が発生したか否かを決定するものとし、かかる事由が発生したと計算代理人が決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、当該潜在的調整事由が該当する対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果があるか否かを決定する。かかる効果を有すると決定した場合、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、満期償還額を算出する式、各本社債が関係する対象株式の数、本社債または他の調整に従い受け渡され得る株式、その他の有価証券またはその他の財産の額、数または種類に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、いかなる場合も当該希薄化または増大化する効果を斟酌するために計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する、本社債の決済または支払条件に関連するその他の変動要素に対するその他の調整を行うことができ、かかる調整の効力発生日を、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定することができる。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、満期償還額を受け取る本社債権者の権利は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

「潜在的調整事由」とは、下記(i)から(vii)までのいずれかをいう。

- (i) 対象株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由（以下に定義される。）による場合を除く。）、または無償、資本組入れ、もしくは類似の発行による既存株主に対する無償交付もしくは株式配当。
- (ii) (1)対象株式、(2)配当および／もしくは対象会社の清算分配金につき当該対象株式の株主に対する支払と同等もしくは比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、(3)スピンオフその他類似の取引の結果として対象会社が直接的もしくは間接的に取得もしくは保有する他の発行会社の株式資本その他の有価証券、または(4)その他の種類の有価証券、権利、ワラントその他の資産のいずれかの、対象株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの場合もそれらに対する支払が、現金その他の対価によるかを問わず、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する市場価格を下回る場合に限るものとする。
- (iii) 特別配当。
- (iv) 全額払込済みでない対象株式に関する、対象会社による払込請求。

- (v) 対象会社またはその子会社による対象株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。
- (vi) 対象会社に関し、一定の事由が発生した場合、計算代理人が決定する市場価格を下回る価格により優先株式、ワラント、債務証券または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランその他の取決めに従い、対象会社の普通株式その他の資本から、株主権が分配または分離される結果となる事由。ただし、かかる事由の結果として実施する調整は、当該権利の償還時に再調整されるものとする。
- (vii) 対象株式の理論価値を希薄化または増大化する効果のあるその他の事由。

(y) 合併事由および公開買付事由

合併日が満期償還日以前である合併事由の発生後、または公開買付日が満期償還日以前である公開買付事由の発生後に、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、(i)当該合併事由または公開買付事由の当該本社債に対する経済的影響（当該合併事由または公開買付事由に関してオプション市場により行われる、当該オプション市場で取引される対象株式についてのオプションに対する調整を参考にすることにより決定できるが、それに従う必要はない。）を斟酌し、計算代理人が適切と決定する本社債の行使、決済、支払その他の条件に対して、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ（ただし、対象株式または当該本社債に関連するボラティリティ、予定配当、借株料または流動性の変化のみを斟酌した調整は行わない。）、(ii)その調整の効力発生日を決定することができる。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、本社債権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

「合併事由」とは、下記(i)から(iv)までのいずれかをいう。

- (i) すべての発行済の対象株式の他の事業体または第三者への譲渡または取消不能の譲渡約定を伴う対象株式の種類変更または変更。
- (ii) 対象会社の他の事業体または第三者との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換（対象会社が存続主体であり、すべての発行済の対象株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換の場合を除く。）。
- (iii) 他の事業体または第三者による買入れその他の方法による対象会社の発行済の対象株式の100パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクステンジオファー、勧誘、提案その他の事由で、対象株式（当該他の事業体または第三者が所有または支配している対象株式を除く。）の譲渡または取消不能の譲渡約定をもたらすもの。
- (iv) 対象会社またはその子会社と他の事業体との新設合併、吸収合併または拘束力ある株式交換で、対象会社が存続主体であり、対象会社のすべての発行済の対象株式の種類

変更または変更を生じないものの、かかる事由の直前の発行済の対象株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由直後の発行済の対象株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換。ただし、いずれの場合も、合併日が判定日または満期償還日（本社債が対象株式または償還株式数の受渡により償還される場合）以前となる場合に限るものとする。

「公開買付事由」とは、政府もしくは自主規制機関への届出または計算代理人が関連するとみなすその他の情報に基づき、事業体または第三者が、対象会社の発行済議決権株式の 10 パーセント超 100 パーセント未満を購入、または転換その他の方法により取得もしくは取得する権利を有する結果になると計算代理人が決定する当該事業体または第三者による買収の申し出、公開買付、エクスチェンジオファー、勧誘、提案その他の事由をいう。

(z) 国有化、倒産、倒産申立または上場廃止

計算代理人は、以下の場合に、その単独かつ絶対的裁量で本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続すると決定した場合、計算代理人は、当該国有化、倒産、倒産申立または上場廃止の当該本社債に対する経済的影響を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整を行うことができる。

- (i) 対象株式のすべて、または対象会社の資産のすべてもしくは実質的にすべてが、国有化されるか、または、政府の機関、当局、主体もしくはこれらの外部機関に取得されるか、もしくは譲渡することを求められる場合（以下「国有化」という。）。
- (ii) 対象会社の任意的または強制的な解散、破産、倒産、整理もしくは清算、または類似の影響を与える手続のため、(a) 対象会社の対象株式のすべてを、管財人、清算人その他類似の公職者に譲渡することを求められるか、または (b) 対象株式の保有者が、それらを譲渡することを法により禁止されるようになる場合（以下「倒産」という。）。
- (iii) 対象会社が、倒産もしくは破産の判決、または破産法、倒産法もしくは債権者の権利に影響を与えるその他類似の法に基づくその他の救済を求める手続を開始するか、同社が設立された管轄区域もしくは同社の本社もしくは本店の管轄区域において倒産、再生もしくは規制に関する同社に対する主たる管轄権を有する規制者、監督者もしくは類似の公職者により同社に対するかかる手続が開始されるか、対象会社が、かかる手続に同意するか、対象会社の清算もしくは解散の申立てが、同社もしくは上記の規制者、監督者もしくは類似の公職者により提出されるか、または対象会社がかかる申立てに同意する場合（以下「倒産申立」という。ただし、債権者により開始される手続または提出される申立てで、対象会社が同意していないものは、倒産申立とみなさないものとする。）。
- (iv) 東京証券取引所が、当該取引所の規則に従い、対象株式が何らかの理由（合併事由または公開買付事由を除く。）で上場、取引または公開市場での値付けを中止され（または将来中止され）、日本国に所在する取引所または相場制度において直ちに上場、取引または公開市場での値付けが再開されない、と発表する場合（以下「上場廃止」という。）。

計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日をもって消滅するものとし、本社債権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。

(e) 追加障害事由

追加障害事由の発生後、計算代理人は、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を継続させるか否かを決定し、継続させると決定した場合、その単独かつ絶対的裁量で、行うべき調整を決定する。計算代理人が、本社債を継続させると決定した場合、計算代理人は、本社債に基づき譲渡され得る対象株式、その他の財産または有価証券の額、数または種類（上記の満期償還額の算出式を含むが、これに限定されない。）に対し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定する調整（もしあれば）を行うことができ、また、当該追加障害事由の当該本社債に対する経済的影響を斟酌し、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で適切と決定するその他の調整を行うことができる。かかる変更または調整は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で決定する日に効力を生ずるものとする。計算代理人が、その単独かつ絶対的裁量で、本社債を消滅させると決定した場合、本社債は、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で選択する日をもって消滅するものとし、本社債権者の償還株式数または満期償還額（場合による）の受領権は消滅し、本社債に基づく発行会社の義務は、早期消滅決済額の支払をもって完全に履行されたものとする。追加障害事由の発生または継続の結果として、発行会社が本社債に関する支払または受渡を行う義務を一時停止しなければならないと計算代理人が決定した限度で、本社債権者は、かかる一時停止に関し利息その他の代償を得る権利を有しないものとする。

本社債に関する「追加障害事由」は、法の変更を意味する。

(f) その他調整

本社債の価値に影響を与えるまたはその可能性があるとして計算代理人が（その裁量で、ただし合理的に）決定する事由が発生した場合、計算代理人は、本社債が関係する対象株式の数および／または種類、ならびに本社債のその他の行使、決済、支払その他の条件に対し、（計算代理人の裁量で、ただし合理的に）追加の調整（本社債に基づき譲渡され得る現金、株式、その他の有価証券または財産の金額、数または種類を含むが、これらに限定されない。）を行い、当該調整の発効日を決定することができる。

(9) 交付通知

償還株式数を受領するためには、各社債権者は、満期償還日の最低3暦日以前に（または、発行会社、支払代理人、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク（それぞれ、下記「10. 通知」に定義される。）および/または他の該当する決済機関にとって、それぞれの本社債に基づく義務を履行するのに必要であると発行会社が判断し、直ちに支払代理人および本社債権者に当該事項を通知した場合、それより前の日）、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関に対して、発行会社のその時々承認を得た様式による、取消不能な形での通知（以下「交付通知」という。）を、発行支払代理人への写しとともに、送付しなければならない。交付通知には下記の事項を記載しなければならない。

(i) 本社債権者の氏名および住所

(ii) 本社債権者が保有する本社債の数

- (iii) 本社債が借方記入されるユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）における本社債権者の口座番号
- (iv) (A)発行会社がオプションを行使した場合には決済日またはその他の場合においては満期償還日において、本社債権者の口座に本社債を借方記入することおよび(B)交付通知に記載されている本社債の譲渡を行わないことを、取消不能な形でユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）に対して指図および授權すること
- (v) 交付通知に関連する本社債はいかなる先取特権、担保権、負担および第三者の権利の対象となっていない旨の本社債権者からの表明保証を含むこと
- (vi) 対象株式の貸方記入を行うべき決済機関（JASDEC）の口座番号および口座名義
- (vii) 交付費用（もしあれば）の取消不能な形での支払約束ならびに交付通知において指定されている本社債権者のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）における現金その他の口座から決済日以降に交付費用を借方記入する旨のユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関（場合による）に対する取消不能な形の指図
- (viii) 発行会社が要求する様式での非米国人実質保有証明書
- (ix) 行政手続または司法手続における交付通知の提出について授權すること

交付通知は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関に対して交付されると取消不能であり、発行会社の書面による同意なくして撤回できない。本社債権者は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関への当該交付通知の交付後は、交付通知の対象となる本社債を譲渡することはできない。交付通知は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび/または他の該当する決済機関が交付通知の対象となる本社債に関して事前に矛盾する指示を受けていない限度においてのみ有効である。適切に交付通知を作成および交付しなかった場合、当該交付通知は無効とみなされることがある。当該通知が規定されたとおり適切に作成および交付されたか否かについての判断は発行支払代理人が行い、当該判断は発行会社および本社債権者を拘束する。発行支払代理人は当該通知を受領後の現地銀行営業日において速やかに、発行会社または発行会社が事前に指定した者に対して、交付通知の写しを送付しなければならない。対象株式の各本社債権者に対する交付は決済機関を通じて行われる。対象株式の交付または譲渡は関連する本社債権者のリスクにおいて行われ、交付が可能な最短日よりも後に行われたとしても、発行会社により追加的な支払はなされない。

(10) 買入れ

発行会社および発行会社に関連する子会社は、公開市場その他において随時いかなる価格でも本社債を買い入れることができる。ただし、本社債に付された期限未到来の利札もともに買い入れられなくてはならない。

(11) 消却

上記「(10) 買入れ」に従って買い入れられた本社債および利札は、保有、消却もしくは再発行のための引渡し、または再販売のいずれもなされ得る。再発行または再販売された社債は、い

ずれの目的においても、本社債と同一のシリーズを構成するものとみなされる。上記「(1) 満期における償還、(2) ノックアウト早期償還、(3) 税務上の理由による早期償還または(4) 不可抗力を理由とする早期償還」に従って償還された期限未到来の本社債と利札は直ちに消却され再発行または再販売することができない。

3. 支払

本社債に関して支払うべき金額（利息以外）の支払は、支払代理人の指定事務所での本社債の呈示および（一部支払の場合は除き）引渡しと引換えに行う。

本社債に付く利息に関する金額の支払は、下記のとおり行う。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合、米国（仮大券または恒久大券において使用するときは、アメリカ合衆国およびその属領を意味する。）外の支払代理人の指定事務所での該当する仮大券または恒久大券の呈示に対して（以下の規定が適用される場合を除く。）、かつ、仮大券の場合、該当する仮大券において求められる適切な証明に対して、行う。
- (ii) 当初交付の時点で添付された利札とともに交付された確定社債券の場合、該当する利札の引渡しと引換えに、または利払いの予定日以外に支払うべき利息の場合、該当する確定社債券の呈示に対して、いずれの場合も米国外の支払代理人のいずれかの指定事務所で行う（以下の規定が適用される場合を除く。）。

本社債の利息について支払われるべき金額の支払は、米国内に所在する支払代理人の指定事務所で行なわれることはない。ただし、(a)米国外に所在する支払代理人のすべての指定事務所における、支払期限が到来した当該本社債の利息につき支払われるべき金額の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により実質的に妨げられる場合、および(b)適用される米国法によりかかる支払が許容される場合を除く。かかる場合、発行会社は直ちに、ニューヨーク市に指定事務所を有する追加の支払代理人を任命するものとする。

本社債に関して支払うべき金額の支払期日が関連金融センター日でない場合、本社債権者は、翌関連金融センター日までその支払を受ける権利を有しない。本社債権者は、当該日以降、現地銀行営業日に小切手による支払を受ける権利を有し、また現地銀行営業日、関連金融センター日、かつ指定口座が置かれている場所の該当する通貨での支払を商業銀行および外国為替市場が決済する日である日において、該当する指定口座への振込みにより支払を受ける権利を有する。利息その他を理由とするさらなる支払は、このように延期された支払に関しては行われませんが、本社債の要項に従う支払の不履行がその後発生した場合、利息は、上記「1. 利息」で定めるとおりに引き続き発生するものとする。

「関連金融センター日」とは、東京において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行っている日をいう。また「現地銀行営業日」とは、商業銀行が関連する本社債または場合により利札の呈示場所において営業（外国為替および外貨預金の取扱業務を含む。）を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

添付された利札とともに当初交付された各確定社債券は、最終償還のためには、呈示し、かつ、期限未到来のすべての利札とともに引き渡す必要がある（償還額の一部支払の場合を除く。）。以下の定めに従うことを条件として、期限未到来の初回の利払日にかかる欠缺利札の金額（または全額の支払でない場合、かかる欠缺利札の金額のうち、支払済みとなる償還額の支払うべき総償還額に占める割合に相当する部分）は、当該最終償還において本来支払うべき金額から控除し、

このように控除した金額は、当該償還額の支払に適用される関連日（下記「8. 課税上の取扱いー香港の租税」に定義される。）から 10 年以内にいつでも、支払代理人のいずれかの指定事務所で、該当する利札の引渡しと引換えに支払う。その他の期限未到来の欠缺利札は、引き渡されたか否かを問わず、無効となり、それらに関してその後何らの支払も行われない。

上記にかかわらず、確定社債券が発行され、期限未到来の利札が添付されずまたは引き渡されずに当該確定社債券が支払のために提示されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなる場合、当該確定社債券の償還の期日に当該期限未到来の利札（添付されているか否かを問わない。）は無効となるものとする（それに関して支払は行わないものとする。）が、無効となる範囲は、無効にならない利札に関して前段落の定めが適用されたときに、前段落により控除することを要する金額が、本来支払うべき償還額より大きくなるために要する範囲とする。上の文を適用するにあたり、ある確定社債券に関する期限未到来の利札のすべてではなく一部を無効にすることを要する場合、該当する支払代理人は、期限未到来の利札のいずれが無効になるかを決定するものとし、かかる目的においては、期日が早い方の利札に優先して期日が遅い方の利札を選択するものとする。

本社債に関する支払（元利金その他を問わない。）は、支払期日が到来した金額にかかる通貨で、小切手または支払受領者の選択により同者の指定する当該通貨の口座への振込みによってなされる。

すべての支払は、支払地において適用のある財政その他の法規制に従うほか（ただし、「8. 課税上の取扱いー香港の租税」の適用を排除するものではない。）、内国歳入法（下記「8. 課税上の取扱いー香港の租税」に定義される。）第 871 条(m)に基づき要求される源泉徴収または控除に服し、また、内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除にも服する。

4. 支払代理人

発行支払代理人とその当初指定事務所は以下のとおりである。

名称: ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド

住所: 香港、クイーンズ・ロード・セントラル 1 番 HSBC メインビルディング 30 階

発行会社はいつでも、支払代理人（発行支払代理人を含む。）または計算代理人の任命を変更しまたは解任し、追加のもしくはその他の支払代理人または別の計算代理人を任命する権利を留保する。ただし、(i)発行支払代理人、(ii)上記「3. 支払」の第3段落で述べる状況においては、ニューヨーク市に指定事務所を有する支払代理人、(iii)計算代理人、および(iv)欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守するもしくは当該指令に適合するために導入される法に従い税金を源泉徴収または控除することを義務づけられない欧州連合加盟国内の支払代理人が常に置かれることとする。支払代理人および計算代理人は、いつでもそれぞれの指定事務所を同じ市の他の指定事務所に変更する権利を留保する。支払代理人、計算代理人またはそれらの指定事務所のすべての変更の通知は、下記「10. 通知」に従い発行会社が本社債権者に速やかに行う。

支払代理人および計算代理人は、プログラムに関する発行支払代理契約（以下「発行支払代理契約」という。）または自己の任命に関して締結するその他の契約に定める場合を除き、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債または利札の保有者に対する義務またはかかる保有者のための代理もしくは信託関係を引き受けるものではない。支払代理人および計算代理人はそれぞれ、発行支払代理契約または自己の任命に関して締結するもしくはこれに付随するその他の契約において、自らに明示的に課される任務および義務の履行についてのみ責任を負うものとする。

5. 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無条件の無担保非劣後債務を構成し、本社債間では相互に優先せず同順位であり、その発行日において発行会社の他の現在および将来の無担保非劣後債務すべてと同順位（強制的で一般的に適用される法の規定により優先されるべき債務を除く。）である。

6. 債務不履行事由および清算

(1) 債務不履行事由

下記の事由または状況（以下「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由とする。すなわち、本社債に関する元利金の支払において、その支払期日に不履行があり、当該不履行が 14 日間継続した場合である。ただし、かかる支払遅延または支払拒絶が、(i) 財政その他の法律もしくは規則もしくは管轄裁判所の命令を遵守するためであるか、または(ii) 当該法律、規則もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合、当該 14 日間のいずれかの時点で得られた定評ある独立の法律顧問による有効性もしくは適用可能性についての助言に従うものであるときには、債務不履行事由とはならないものとする。

本社債に関して債務不履行事由が発生した場合、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、呈示、請求、異議申立てその他の一切の通知（当該本社債に含まれる相反する趣旨の定めにかかわらず、これらはすべて発行会社が明示的に放棄する。）を要求することなく、当該本社債について発生しているすべての利息（もしあれば）とともに、その早期終了額で直ちに支払われなければならない。ただし、それ以前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合、この限りではない。

(2) 清算

香港において発行会社を清算する命令が下されたか、またはかかる清算の有効な決議案が可決された場合（本社債権者の特別決議（発行支払代理契約に定義される。）によって事前に承認されている再建または合併の計画に関連して行う場合を除く。）、本社債権者は、発行会社への書面の通知により、発行支払代理人の指定事務所において、当該本社債および当該本社債についてその時点で発生しているすべての利息は直ちに期限の利益を喪失する旨宣言することができ、これにより当該本社債は、早期終了額で直ちに支払われなければならない。

(3) 他の救済の不存在

本社債もしくは利札について発行会社が負担する金額の回収または本社債、利札その他に基づく義務、条件もしくは条項の発行会社による違反について、本「6. 債務不履行事由および清

算」に定められるものを除き、本社債権者および利札の保有者に認められる救済手段は存在しない。

7. 社債権者集会および修正

社債権者集会

発行支払代理契約には、本社債の要項、誓約証書（当該本社債に適用され得る限りにおいて）を修正するための特別決議（かかる特別決議の定足数は、増加された定足数であることを要する。）を含むがこれらに限定されない、本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を検討するために本社債の社債権者集会を招集することに関する規定が含まれている（かかる規定は、本書に組み込まれているかのように効力を有するものとする。）。本社債の社債権者集会で可決した特別決議は、当該本社債権者が集会に参加したか否かを問わず、本社債権者および本社債の利札の保有者のすべてを拘束するものとする。

加えて、(i) 社債権者集会の通知を受ける権利を当該時点において有するすべての保有者を代表して署名された書面による決議または(ii) 社債権者集会の通知を受領する権利を有するすべての本社債権者によるまたは本社債権者のための関連する決済機関を通しての電子的方法による同意（発行支払代理人が認めた様式による。）は、いずれも特別決議として効力を有する。書面によるかかる決議は、単一の文書または同一の様式による複数の文書によることができ、それぞれ1名以上の保有者によりまたは1名以上の保有者のために署名されるものとする。

修正

発行会社は、発行支払代理人の同意を得た上で、本社債権者または関連する利札（もしあれば）の保有者の同意なく、以下の事項を行うことができる。

- (a) 本社債権者の利益に損害を及ぼさない本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の修正（ただし、上述のとおり増加された定足数を要する修正を除く。）
- (b) 本社債の要項、本社債、利札、誓約証書、発行支払代理契約の形式的、微細または技術的な修正、または明白な誤りを修正するためもしくは法律の強行規定を遵守するためになされる修正。

かかる修正は、本社債権者および利札保有者を拘束するものとし、当該修正後、下記「10. 通知」に従って実務上可能な限り速やかに本社債権者に通知するものとする。

8. 課税上の取扱い

香港の租税

- (1) 本社債に関する発行会社による支払はすべて（元利金その他を問わない。）、香港、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局によりまたはそのために、賦課、取立、徴収、源泉徴収または査定される一切の税金、賦課金その他の公租公課の請求から免除され、これらを源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りではない。かかる場合、発行会社は、当該源泉徴収または控除が求められなかったならば保有者が受け取るはずであった金額を当該保有者が受け取るようになるように、追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの支払のために呈示された本社債または利札に関しては、かかる追加額は支払われない。

- (a) 本社債または利札の所持以外に香港と関係を有することを理由として、かかる本社債または利札に関する税金、賦課金その他の公租公課が課される保有者によるまたはそのためである場合。
 - (b) 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、その保有者がかかる 30 日間の最終日に支払のためにかかる本社債または利札を呈示していたならば受領する権利を有していた追加額を除く。
 - (c) かかる源泉徴収または控除が個人への支払に対して課されたものであり、かつ、貯蓄収入に関する理事会指令（Council Directive）2003/48/EC、かかる指令を実施もしくは遵守する法律またはかかる指令を遵守するために制定される法律に基づき、かかる源泉徴収または控除が要求される場合。
 - (d) 関連する本社債または利札を欧州連合加盟国の別の支払代理人に呈示することにより、かかる源泉徴収または控除を回避できたはずであった保有者によるまたはそのためである場合。
 - (e) 1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に基づき要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項に関する公的解釈、もしくはかかる条項に関する政府間の提案を実施する法律に基づき賦課される源泉徴収もしくは控除。
- (2) 本書における「関連日」とは、(i)その支払について支払期日が最初に到来する日、または(ii)発行支払代理契約に従い支払われるべき全額が当該期日もしくはその前に発行支払代理人に適切に支払われていない場合、かかる全額がそのように適切に支払われ、保有者への支払に充当できる状態となっており、その旨の通知が「10. 通知」に従い本社債権者に与えられた日の、いずれか遅い方を意味する。
- (3) 発行会社が、いずれかの時点で香港以外の課税管轄域の対象となった場合、「2. 償還および買入れ (3) 税務上の理由による早期償還」および上記(1)における香港への言及は、香港および／またはかかるその他の課税管轄域への言及に読み替えられ、解釈される。
- (4) 本社債の要項において、本社債に関する元本および／または利息への言及は、本項に基づいて支払われるべき追加額も指すとみなされる。文脈上別異に解される場合を除き、本書における「元本」への言及は、本社債の要項に従い支払われるべき額面超過金、償還額、および元本の性質を有するその他の金額を含むものとし、「利息」への言及は、「1. 利息」に従い支払われるべきすべての金額、および本社債の要項に従い支払われるべき利息の性質を有するその他の金額を含むものとする。

日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法

上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱い、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本社債のように支払が不確定である社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。日本の国税庁は、先物・先渡・オプション取引のようなデリバティブ取引の要素を含んだ社債については、ある特定の条件下においては、当該社債を保有する法人では、その社債を当該構成要素別に区分し、処理を行うことを認める見解を採用している。しかし、全く疑義無しとはされないものの、本社債にはかかる原則的な取扱いの適用はないものと解されている。将来、日本の税務当局が支払が不確定である社債に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合、日本の税法上 20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の源泉所得税を課される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。上記にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以降に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、20%（所得税と地方税の合計）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第 37 条の 16 および租税特別措置法施行令第 25 条の 15 に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債を譲渡した場合、その譲渡益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。内国法人が本社債を譲渡した場合、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還金額（本社債の償還が発行会社以外の者の発行する株式によってなされる場合、償還の日における当該株式の終値に償還株式数を乗じて計算される金額。その他に対価が現金で支払われる場合にはこれを含む。）が取得価額を超える場合の償還差益の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、当該償還差益は雑所得として取扱われ、総合課税の対象になると考えられる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合の償還差益は、20%（所得税と地方税の合計）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計））の税率による申告分離課税の対象となる。内国法人の場合（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差益の算出方法は日本国の居住者に帰属する場合の算出方法とは異なる可能性がある。）、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

対象株式による償還の場合で当該株式の時価が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合、所得税法上は当該償還差損は課税上ないものとみなされる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合の償還差損は、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。内国法人の場合、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の償還が対象株式によってなされる場合、原則として、租税特別措置法（所得税関係）通達 37 の 10－9 の 3 により、償還の日における対象株式の終値が対象株式の取得価額となる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

9. 準拠法

(a) 準拠法

本社債、利札、および本社債から生ずるまたは本社債に関連する非契約上の義務は、英国法に準拠し、同法に従い解釈される。

(b) 英国の裁判所

下記第三段落を除いて、英国裁判所は、本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する紛争（それらの存在、有効性、解釈、履行、違反もしくは消滅、またはそれらの無効性の結果についての紛争、ならびに本社債および／または利札から生ずるまたはこれらに関連する契約外の義務に関する紛争を含めて、以下「紛争」という。）を解決する専属管轄権を有し、したがって、紛争に関係する発行会社および本社債または利札の所有者のそれぞれは、英国裁判所の専属管轄権に服する。

本項の目的において、発行会社は、いずれの紛争を解決するためにおいても英国裁判所が不便宜または不適切管轄であると英国裁判所に異議を唱える権利を放棄する。

法により許容される限度内で、本社債権者および利札保有者は、いずれの紛争に関しても、(i) 管轄権を有する他の裁判所で訴訟を提起し、また(ii) 複数の管轄区域で同時に訴訟を提起することもできる。

発行会社は、紛争に関する英国裁判所での訴訟における自己の訴状送達代理人として、ロンドン市カナダスクエア 8 所在のエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーを取消不能の形で任命し、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーが何らかの理由で代理人を務めることができないか、または務めようとしない場合、発行会社は直ちに、紛争に関する英国での自己の訴状送達代理人として別の者を任命することに同意する。発行会社は、訴状送達代理人が訴状を発行会社に通知しなくとも送達が無効とならないことに同意する。本社債の要項のいずれの定めも、法が許容する他の方法で訴状を送達する権利に影響を与えないものとする。

10. 通 知

本社債権者への通知は、香港において広く配布されている有力な日刊新聞（サウス・チャイナ・モーニング・ポストを予定）で発表する場合、かかる発表が実行可能でない場合はアジアにおいて広く配布されている英語の有力な日刊新聞で発表する場合、または仮大券もしくは恒久大券により表章される本社債についてはユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）ならびに／または他の該当する決済機関の記録で本社債を有するとされる者へのそれらの機関による連絡のために当該機関に交付される場合、有効になされるものとみなす。このようになされる通知は、かかる最初の発表日（また複数の新聞で発表することを求められる場合、求められるすべての新聞で発表が行われた最初の日）、またはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクならびに／または当該他の決済機関へのかかる交付日に、有効に与えられたとみなされる。利札保有者は、すべての目的において、本項に従い本社債権者に与えられる通知の内容を知っているとみなされる。本項に従い与えられる各通知の写しは、いかなる場合もユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクおよび／または他の該当する決済機関に交付される。

11. その他

(1) 本社債の様式、額面金額および権利

(a) 様式および額面金額

本社債は、無記名式で発行される。本社債は、仮大券により表章される。

仮大券は、恒久大券に規定される限定的な場合のみ確定社債券と交換可能な恒久大券へ交換される。恒久大券または確定社債券への交換は交換日以降になされる。「交換日」は、発行日から 40 日目以降の日をいう。

本社債は、その額面金額で発行される。

確定社債券は、当初の交付時点で利札が添付され、利札の呈示は、一定の場合を除き利払いの前提条件となる。

(b) 権 利

本社債の権利は、交付により移転する。本書での本社債または利札の「所有者」への言及は、当該本社債または当該利札の所持人を指す。無記名式大券により表章される本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの規則および手順に従ってのみ譲渡可能である。

本社債または利札の所有者は、（適用される法律または規制上の要件により別段求められる場合を除き）すべての目的において（期日を過ぎているか否かを問わず、その所有権、信託もしくはそれにおける権益の通知、そこに記載されている事項、またはその盗難もしくは紛失にかかわらず）、その絶対的所有者として扱われ、何人も、かかる所有者をそのように扱うことについて責任を負わない。

本社債のいずれかが、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保有される大券により表章される限りにおいて、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの記録（口座に記録される当該本社債の金額についてユーロクリ

アおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行された証明書その他の文書は、明白な誤りがある場合を除き、すべての目的において確定的で拘束力を有するものとする。）で当該本社債の特定の金額の保有者として示されている者（ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）は、発行会社およびその代理人により、下記を除くすべての目的において当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとする。当該本社債の当該金額の元本または利息の支払に関しては、無記名式大券の所持人が、該当する大券の条件に従い発行会社およびその代理人により当該本社債の当該金額の保有者として扱われるものとし、「本社債権者」および「本社債の保有者」という表現ならびに関連する表現は、これに応じて解釈するものとする。

本社債は、「6. 債務不履行事由および清算」で述べる一定の状況においてその保有者により期限の利益を喪失させられることがある。かかる状況において、本社債が依然として大券により表章されており、その大券（またはその一部）が本社債の条件に従い支払うべきものとなり、支払うべき金額の全額支払が大券の規定に従い行われていない場合、大券は、当該日の午後6時（香港時間）をもって無効となる。同時に、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクにおける口座に貸記されている当該大券の保有者は、誓約証書の条件に従い、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクにより提供された明細書に基づき、発行会社に対し直接的に手続を行う権利を有するようになる。

(2) 時効

本社債に関する元本および利息の支払の請求権は、その支払のための関連日から、元本であれば10年以内、利息であれば5年以内に請求しない場合、時効が成立し、無効となる。

(3) 本社債の代替社債券

本社債または利札が、紛失、盗失、棄損、汚損または滅失した場合、代替に関連して生ずるすべての経費を請求者が支払い、かつ、証拠、担保、補償その他について発行会社および発行支払代理人が求める条件のもとで、適用ある一切の法に従って、発行支払代理人の指定事務所において代替券を発行できるものとする。棄損または汚損した本社債および利札は、代替券が交付される前に引き渡されなければならない。

(4) 追加発行

発行会社は、本社債または利札の保有者の承諾なく随時、追加の社債を、当該本社債とすべての点において（または、それらに付される利息（もしあれば）の最初の支払および／もしくはその額面金額以外のすべての点において）同じ条件で、本社債とともに同一のシリーズを構成するように、創設し発行することができる。

(5) 通貨補償

本社債が表示されるまたは支払をされるべき通貨（以下「契約通貨」という。）は、本社債に関して発行会社が支払うべきすべての金額（損害賠償金を含む。）の計算および支払の唯一の通貨である。発行会社から本社債または利札の保有者に支払うと明示された金額に関し、当該保有者が契約通貨以外の通貨で受領または回収した（裁判所の判決または命令の結果としてか、それらの執行の結果としてか、その他かを問わない。）金額は、当該受領または回収の日に（または当

該日に購入することが実務上可能でない場合、それが実務上可能となる最初の日に）当該他の通貨で受領または回収した金額によって当該保有者が購入できる契約通貨の金額の限度でのみ、発行会社に対する免責を構成するものとする。その金額が、本社債または利札に関し当該本社債または利札の保有者に支払うと明示された契約通貨の金額に満たない場合、発行会社は、その結果として当該保有者が被った損失につき当該保有者に補償をするものとする。いかなる場合も発行会社は、かかる購入の際に合理的に生ずる費用につき、当該保有者に補償をするものとする。これらの補償は、発行会社のその他の義務とは別個独立の義務を構成し、別個独立の請求原因を生じさせるものとし、本社債または利札の保有者により認められる履行猶予にかかわらず適用されるものとし、本社債に関して支払うべき金額についての損害賠償の判決、命令、請求もしくは証拠またはその他いずれの判決もしくは命令にもかかわらず、完全な効力を有し続けるものとする。上述の損失は、本社債または利札の該当する保有者が被った損失を構成するとみなすものとし、実際の損失の証拠は発行会社により求められない。

(6) 権利放棄および救済措置

いずれかの本社債の保有者が本社債の要項に基づくいずれかの権利を行使しないこと、またはその行使が遅延することは、その権利の放棄とはならず、かかる権利の単一または部分的行使は、当該権利のその他のもしくは将来の行使または他の権利の行使を排除するものではない。本社債の要項に基づく権利は、法により規定されるその他のすべての権利に追加されるものである。いかなる通知または請求も、同一、類似または他の場合において、その旨の通知または請求がない限り、その他の行為をなす権利の放棄を構成するものではない。

(7) 第三者の権利

いかなる者も、英国 1999 年（第三者の権利に関する）契約法に基づき本社債の条項を強制する権利を有さない。

(8) 投資に関する留意点

購入予定者は、発行されるプログラム上の社債への投資を行う前に、海外目論見書に記載されている他の情報に加え、下記の留意点を慎重に検討すべきである。現時点で発行会社が把握していない追加の留意点および不確実性または発行会社が現時点では重要ではないとみなしている留意点および不確実性もプログラム上の社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。以下に記載されている事由が発生すると、発行会社およびその子会社（以下「当グループ」という。）の事業、財政状態もしくは経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

発行会社は、元本および／または利息が指数、計算式、証券、金利またはその他の要因（裏付けとなっている資産またはその他の資産の各々を、以下「参照資産」という。）などの一つまたは複数の変数を参照することによって決定されるプログラム上の社債を発行することができる。プログラム上の社債は投資家にとって特定のリスクを含んだ特徴を備えている。以下の記載は、プログラム上の社債の購入予定者が購入に際して考慮すべきリスクの一部について説明したものである。

総論

プログラム上の社債への投資は投機的であり、重大なリスクを伴う可能性がある。社債権者は、場合により最低償還金額に従って投資の一部または全額を失うおそれがあることを理解する必要がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を参照することによって決定され

たプログラム上の社債の投資リターンは変動によって左右され、伝統的な負債証券に投資することによって受け取る金額を下回る可能性がある。参照資産のレベルおよび／または価値の変動を予測することはできない。プログラム上の社債は参照資産のレベルおよび／または価値を参照することによって早期償還される可能性がある。本社債における償還は、本書に記載されている方法で償還される。

プログラム上の社債への投資がすべての投資家に適している訳ではない

プログラム上の社債の各購入予定者は、自身が置かれた状況に照らし、当該投資の適合性について判断しなければならない。とりわけ以下の点に留意すべきである。

- (i) プログラム上の社債、プログラム上の社債に投資するメリットとリスクおよび海外目論見書または海外目論見書への修正において記載または組み込まれた情報を有意義に評価できる十分な知識と経験を有すること。
- (ii) 具体的な財務状況において、プログラム上の社債への投資およびかかる投資が投資ポートフォリオ全体に及ぼす影響を評価する適切な分析ツールを利用できるとともに、かかる分析ツールに関する知識を有すること。
- (iii) プログラム上の社債への投資に伴うすべてのリスク（一つの通貨または複数の通貨で元利金が支払われる場合、または元利金の支払通貨が購入予定者の本国通貨と異なっている場合を含む。）に耐える十分な金融資産と流動性を保有していること。
- (iv) プログラム上の社債の要項を十分に理解すること、および関連する金融市場の動きに精通していること。
- (v) 経済、金利、自身の投資およびそれに伴うリスク負担能力に影響を及ぼすその他の要因に関して予想されるシナリオについて（単独で、または財務顧問の助言を得て）評価できること。

信用リスク

プログラム上の社債は、発行会社の直接の、無担保非劣後債務であり、その他いかなる者の債務でもない。発行会社の財政状態が悪化しそうな場合、発行会社はプログラム上の社債に基づく義務を履行できなくなる可能性がある（発行会社の信用リスク）。発行会社が支払不能またはプログラム上の社債に基づく債務不履行に陥る場合、最悪の場合には、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うおそれがある。

発行会社のいずれの格付けも、関連する格付機関の独立した意見を反映したものであり、発行会社の信用の質を保証するものではないことに投資家は注意すべきである。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

プログラム上の社債は無担保債務である

プログラム上の社債は無担保のため、プログラム上の社債への投資を検討する際には、発行会社の信用リスクの評価が投資家にとって極めて重要となる。発行会社が、プログラム上の社債に基づき投資家に支払うべき金額を支払えなくなった場合には、当該投資家はいかなる参照資産または担保権／担保財産に対しても訴求できず、最悪の場合には、プログラム上の社債に基づく支払いを一切受けられない可能性がある。

プログラム上の社債は通常の債務証券ではない

プログラム上の社債への投資は、定期預金への投資と同等のものではない。プログラム上の社債は利息の支払いがなされない可能性があり、償還の際には、参照資産のパフォーマンスによっては投資金額を下回る金額しか返還されないかまたは全額返還されない場合もあることから、プログラム上の社債の条件は通常の債務証券の条件とは異なっている。

プログラム上の社債への投資金額の償還額および投資利益率は変動する可能性があり、これらは保証されない。低利回りで、キャピタル・リスクが少ないかまたは全くない定期預金や類似の投資とは異なり、プログラム上の社債はより大きな収益を得られる可能性があるものの、より高い資本喪失リスクを伴っている。結果として、投資家の資本は当初の投資金額を下回るおそれがある。

プログラム上の社債は、裏付けになっている参照資産の価値またはレベルに連動するよう設計されている場合がある。参照資産は裏付けになっている価値またはレベルの変動または株式全般およびその他市場の状況を反映する可能性があることから、参照資産の価値は激しく変動するおそれがある。したがって、裏付けとなっている参照資産が予想通りに変動しない場合には、プログラム上の社債から得られる収益は投資金額を下回るか、最悪の場合には全く収益をあげられないリスクがある。かかる場合、投資家は投資金額の全額を失う可能性がある。さらに、裏付けとなる参照資産の発行会社が倒産した場合には当該参照資産の価値はゼロになるリスクがあることに留意する必要がある。その結果、プログラム上の社債の価値は悪影響を受け、最悪の場合にはゼロになり、プログラム上の社債の投資家は投資金額の全額を失うことになる。

プログラム上の社債に関するキャピタル・リスク

プログラム上の社債への投資金額の償還は完全に保証されるものではない。結果的に、投資家の資本は、当該プログラム上の社債に当初投資された金額を下回るおそれがある。

参照資産を所有していない

参照資産に関連するプログラム上の社債に対する投資は参照資産への投資と同じではなく、（プログラム上の社債と参照資産の交換決済する前に）参照資産の裏付けになる証券の保有者に付与される権利（議決権および配当受領権など）は社債権者には提供されない。

プログラム上の社債に関して活発な取引市場または流通市場に流動性が存在しない可能性がある

発行されるプログラム上の社債は新しい証券であり、広く分売されない可能性があるため、活発な取引市場がない（ただし、ある特定のトランシェについて、そのトランシェは発行済みのトランシェと併合され、当該トランシェと単一のシリーズを構成する。）。プログラム上の社債が当初の発行後に取引される場合、特に実勢金利、類似のプログラム上の社債の市場、一般的な経済状況、発行会社が支払った手数料および発行会社の財政状態によっては、当初の価格よりも低い価格で取引される可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資に際して、投資家は取引が困難または不可能となるリスクに晒されている。

プログラム上の社債の取引市場が発達するか、発達した場合の流通市場におけるプログラム上の社債の価格、かかる市場が流動性を有するか否かについては、予測することができない。プログラム上の社債は上場されていないため、プログラム上の社債の価格に関する情報を取得するのはより困難であり、プログラム上の社債の流動性は悪影響を受ける。さらに、プログラ

ム上の社債が償還または買入消却された場合、未償還のプログラム上の社債の数は減少し、プログラム上の社債の流動性の減少の原因となる。プログラム上の社債の流動性の減少は、プログラム上の社債の価格のボラティリティの上昇を生じさせる可能性がある。したがって、プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の流動的な流通市場がない場合には、その投資価値を現実化するためにプログラム上の社債の償還時まで待たなければならないリスクがあるため、プログラム上の社債の償還まで経済的リスクを負わなければならない可能性を前提に投資を進めるべきである。

不可抗力

計算代理人が自らの絶対的裁量により、プログラム上の社債に基づく発行会社の義務（またはこれに関連して行われた、ヘッジ取引もしくは資金調達取引に基づく発行会社の指定する関係者の義務）の履行がその一部またはすべてにおいて違法または実行不可能になると判断した場合、発行会社が計算代理人により決定される金額の支払いと引き換えに、プログラム上の社債に基づく義務を終了するリスクに社債権者は晒されている。この金額は、当該終了直前のプログラム上の社債の公正市場価値に対して、かかる事由の結果、発行会社および／またはその関連会社がプログラム上の社債または関連するヘッジ契約もしくは資金調達取引に関して負担した合理的な費用を十分に勘案して調整される。かかる早期償還の結果、社債権者はその投資の一部または全部を失うおそれがあり、その場合には、関連する参照資産の裏付けになる証券の将来の値上がりおよびプログラム上の社債に対する将来の支払利息を受け取れなくなる。

プログラム上の社債の価値および取引価格に影響を及ぼす一定の要因

満期前のプログラム上の社債の価値は、(i)プログラム上の社債の取引価格、(ii)参照資産のレベルおよび／または価値およびボラティリティ、(iii)満期までの残存期間、(iv)金利および配当利回りの変動、(v)為替レートの変動、(vi)市場の状況および参照資産の流動性、ならびに(vii)関連する取引費用などの多くの要因に左右されることが予想される。これらの要因の結果として、社債権者が満期前にプログラム上の社債を売却できる価格は当初に投資した金額を下回る可能性がある。かかる各々の要因は複雑な形で相互に関連している（例えば、ある要因は、他の要因によって生じたプログラム上の社債の取引価値の増加額を相殺してしまう可能性がある。）。投資家は、プログラム上の社債の価値が、以下の要因の一つまたは複数の要因により不利な影響を受けるかもしれないというリスクに晒されている。

(a) 参照資産のレベルまたは価値の変動

参照資産の価値またはレベルの変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼす可能性がある。同時に、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債の満期または早期償還までの残存期間中における参照資産の価値もしくはレベルの変動についての予測が、プログラム上の社債に関して支払われる金額に悪影響を及ぼすというリスクにも晒されている。参照資産のレベルは時間と共に変化することがあり、企業行動、マクロ経済の要因や投機等の各種要因を参照して増減する可能性がある。

(b) 金利

金利の上昇によって参照資産の価値は低下し、ひいてはプログラム上の社債の価値の下落を招くおそれがある。金利の変動は参照資産の裏付けになっている証券が売買されている国の経済にも影響を及ぼすため、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすおそれもある。

(c) 参照資産の変動性

参照資産の価値における市場変動の規模と頻度が増加または減少すると、プログラム上の社債の取引価値は不利な影響を受ける可能性がある。

(d) 満期までの残存期間

プログラム上の社債は、金利のレベルおよび参照資産のレベルに基づいて予想される価値を上回る価値で取引される場合がある。かかる差異は、プログラム上の社債の満期前の期間における参照資産に関する期待から生じる「タイム・プレミアム」を反映している。プログラム上の社債への投資家は、プログラム上の社債の償還までの残存期間の減少に伴い、このタイム・プレミアムはおそらく減少し、プログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼすリスクがあることに留意すべきである。

(e) 配当率

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に対する配当率またはその他の分配率の変化によってプログラム上の社債の取引価値が不利な影響を受けるリスクに晒されている。参照資産における配当率またはその他の収益率が上昇すると、プログラム上の社債は、一般的には、償還時に支払われる金額の増加またはかかる配当のパススルー支払いの方法により配当の上昇を反映しないため、その取引価値は下落するおそれがある。

価格決定

判定過程の一環として、プログラム上の社債は、参照資産のレベルや価値の観測が行われる時間および証券取引所その他の場所を指定することができる。参照資産のレベルや価値がどのように計算されるかにより、当該参照資産のレベルや価値は取引日を通じて変動する可能性があり、急激に変化することがある。したがって、プログラム上の社債の収益は、特に判定時間と判定方法の選択に敏感であり得ることに投資家は留意すべきである。証券取引所その他の場所において、ある特定の時間における原資産の価値の確定に使用される「価格発見」方法は、取引日を通じて統一されていない可能性がある。これにより、プログラム上の社債の発行の判定に影響を与える場合がある。例えば、証券取引所は始値または終値を設定するためにオークションを実施することがあり、営業時間外取引の特徴や取引参加者は、通常の営業時間内の取引とは異なる場合がある。

潜在的な利益相反

発行会社またはその関係者は、随時、(i) 参照資産の発行会社または参照資産に関する債務者が行う取引に関して当該発行会社または債務者に助言する、(ii) 自己勘定もしくは管理下にある他の口座で参照資産が関係する取引に従事する、(iii) プログラム上の社債に関し、参照資産を購入することによってヘッジ取引を実行する、または(iv) 一定の参照資産に関するリサーチ・レポートを公表する。かかる活動により、当該参照資産の価値、さらには参照資産が関連するプログラム上の社債の価値は不利な影響を受ける可能性がある。

発行会社の一定の関係者または発行会社自体が、(i) プログラム上の社債の発行に基づく発行会社の義務のヘッジについてのカウンターパーティとなる可能性があり、(ii) プログラム上の社債に関する決定および計算について責任を負う計算代理人となる可能性があり、また(iii) 参照資産を参照するプログラム上の社債の購入または保有とは一致しない意見を表明するまたは推奨を行うリサーチ・レポートを発表する場合がある。したがって、発行会社とその関係者

の間および発行会社またはその関係者の利益とプログラム上の社債保有者の利益の間の両方に、一定の利益相反が生じるリスクがある。

手数料およびヘッジ費用

プログラム上の社債の当初の発行価格には、発行会社および／またはその関係者が請求する販売手数料または費用およびプログラム上の社債に基づく発行会社の義務をヘッジする費用（見積費用を含む。）が含まれている場合がある。したがって、発行により、発行会社またはその関係者が流通市場で投資家から購入したいとするプログラム上の社債の価格（もしあれば）は、当初の発行価格を下回るおそれがある。また、かかる費用、手数料およびヘッジ費用は、プログラム上の社債の早期償還により支払われる償還金額から控除されることがある。さらに、かかる価格は、当該補償その他の取引費用の結果として、発行会社または関係者が使用する価格決定モデルにより決定される価額とは異なることがある。

一般的な経済情勢がプログラム上の社債に及ぼす影響

債務証券市場は、アジアおよび他の地域や国における経済情勢と市況、金利、為替レートおよびインフレ率の影響を受ける。その他の地域で発生する事由が市場の変動を引き起こさないという保証、またはかかる市場の変動がプログラム上の社債の価格に悪影響を及ぼさないという保証、または経済情勢と市況がその他の悪影響を及ぼさないという保証はない。

発行会社および関係者のヘッジ取引

発行会社またはその関係者は、プログラム上の社債に関するヘッジ取引（参照資産の購入を含む。）を行うことができるが、ヘッジ取引を義務付けられることはない。発行会社の一部の関係者も証券業務の一環で定期的に参照資産を売買することがある。こうした取引は潜在的に参照資産の価値に影響を与える可能性があり、その結果、プログラム上の社債の価値にも影響を及ぼすおそれがある。

計算代理人の裁量および評価

支払利息および／または償還に関する支払金の計算は、証券取引所その他の値付けシステムにおいて公表される一定の指定されたスクリーン・レート、レベルまたは価額を参照することがあり、かかるレート、レベルまたは価額が関連する時間に表示されない場合、計算代理人がその単独かつ絶対的裁量で善意に決定するレート、レベルまたは価額を（場合に依じて）参照することがある。プログラム上の社債は、一定の状況においては予定されている満期より前に、計算代理人が決定する金額で償還されることがあるが、かかる金額は元本金額を下回る可能性がある。したがって、プログラム上の社債の投資家は、プログラム上の社債に基づく支払いの計算およびその他の決定は、最終的には一当事者（発行会社自体またはその関係者の場合がある。）によって行われ、かかる計算や決定に異議を申立てることができないリスクに晒される。

計算代理人は、調整条件の設定にその独自モデルの使用を許される場合があり、投資家にとっては、調整結果を前もって予測することが困難な場合がある。この場合、評価モデルの適用についての専門知識がなければ、投資家は、プログラム上の社債に基づく支払いに行われた調整が正当であり、プログラム上の社債の発行条件とも一致していることを証明することが困難になるリスクに晒される。

プログラム上の社債に関して計算代理人が行った計算および決定はすべて、（関連する決定が行われた時点で明白な誤りがある場合を除き、）最終的なものであり、発行会社およびすべ

てのプログラム上の社債権者を拘束するものとする。計算代理人はプログラム上の社債権者に対する義務はなく、プログラム上の社債の要項に従って拘束されることが明示されている義務のみを有するものとする。

ヘッジに関する一定の留意点

参照資産への投資に伴う市場リスクをヘッジするためにプログラム上の社債を購入予定の投資家は、プログラム上の社債の価値は、プログラム上の社債が関係している参照資産の価値とは必ずしも連動しないリスクがあることを認識する必要がある。プログラム上の社債の需要と供給は変化するため、プログラム上の社債の価値は参照資産の動きに連動するという保証はない。さらに、償還の数式には上限が設定されることがある。こうした理由から、とりわけ、関係する参照資産の価値を計算するために利用された価格ではポートフォリオに組み入れられている資産を購入または現金化できない可能性がある。したがって、ヘッジ手段としてプログラム上の社債に投資する投資家は、かかる価値の相違から生じるリスクに晒される可能性がある。

法の変更

プログラム上の社債の要項は、海外目論見書の日付時点で有効な英国法に基づいている。プログラム上の社債の要項の解釈および／または効力がプログラム上の社債の所有者の契約上の権利に重大な悪影響を及ぼす形で変更されるかもしれないというリスクが存在する。プログラム上の社債の価値も参照資産の上場場所もしくは設立場所の法律の変更によって影響を受けるおそれがある。

海外目論見書の日付より後に公表される可能性のある司法の判断または英国法もしくは行政上の慣行の変更による影響に関しては、保証の限りではない。

振替システム

プログラム上の社債は、関連する補足条件書に記載されている関連する振替システムによってまたはそれに代理して保有されるため、投資家は、その持分を当該関連振替システムを通じてのみ取引することができ、譲渡、支払いおよびプログラム上の社債における支払いを受けるための発行会社との情報のやりとりに関しては、振替システム等の手続に依拠しなければならない。

発行会社は、大券の持分に関する記録やそれに対する支払いの記録を行う責任や義務を負わない。プログラム上の社債権者は、プログラム上の社債に関し直接の議決権を有せず、代わりに、関連する振替システムによって許される範囲で適切な代理人を任命することができる。

修正、権利放棄および債務引受け

プログラム上の社債への投資家のリスクとして、発行会社が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債の要項の条件の修正がプログラム上の社債権者の同意なく行われることがある。

- ・ 修正がプログラム上の社債権者の利益に重大な損害を及ぼすものではないこと
- ・ プログラム上の社債の修正が、形式的、微細もしくは技術的なものである場合、明白な誤りを正す場合または強行法規を遵守するために行われる場合

取引単位についての制限

関連する補足条件書に規定されている場合、投資家は、プログラム上の社債の行使または売却を行う1回あたりの最小取引単位または対価の総額を指定して、これを提示または転売しなければならない。従って、指定された最小取引単位または対価の総額を下回るプログラム上の社債を有する投資家は、自らの投資を現金化するために、いずれの場合も取引費用を負担した上で、かかる本社債を売却または追加購入しなければならない。また、かかる社債の投資家には、本社債の取引価格と本社債の満期償還額または期限前償還金額（場合による。）との間に差損が発生するリスクがある。

早期償還のリスク

本書に記載されている要項の一部（ノックアウト条項など）を満たしている場合には強制的に早期償還が行われる。そのため、投資家は、プログラム上の社債は定められた満期償還日前に終了する可能性があることを認識する必要がある。その結果、プログラム上の社債の投資家は将来の利息もしくはその他の支払いだけでなく、裏付けとなっている参照資産の価値の上昇または下落（該当する場合）による利益その他支払いを受け取れなくなる。

プログラム上の社債は早期償還されることがある

香港のいずれかの法律、規則または決定が変更された結果、発行会社がプログラム上の社債に関して支払う金額の増額を余儀なくされた場合、プログラム上の社債の要項に従って残存するプログラム上のすべての社債を償還することができる。かかる場合に発行会社が支払う金額は、プログラム上の社債に投資された金額、またはプログラム上の社債について当該償還が行われていなければそれに基づいて受領していたはずの金額を下回る可能性があるほか、投資家はプログラム上の社債に関するその後の利息の支払い（もしあれば）をそれ以上受け取れなくなる。社債権者は、当該償還後に生じる可能性のある参照資産の価値またはレベルの上昇による恩恵は享受できないことになる。

期限の利益喪失事由の発生により、支払いが遅滞または減額される可能性がある

プログラム上の社債に関する期限の利益喪失事由（上記「6. 債務不履行事由および清算(1) 債務不履行事由」で定義されている。）発生後、計算代理人がプログラム上の社債の支払期限が直ちに到来した旨の決定を行った場合には、投資家はプログラム上の社債の額面金額全額を得ることはできず、その権利は、補足条件書に記載されている元本金額の一部および（もしあれば）未払利息に限られる。

社債権者集会

プログラム上の社債の要項には、プログラム上の社債の保有者の利益全般に影響を及ぼす事項について検討する社債権者集会の招集規定が含まれている。これらの規定は、定義されている数の過半数のプログラム上の社債の保有者の意思が、関連の社債権者集会に出席せず、議決権を行使しなかったプログラム上の社債の保有者および大多数とは異なる投票を行ったプログラム上の社債の保有者も含むプログラム上の社債のすべての保有者を拘束することを認めている。したがって、プログラム上の社債の投資家には、同意なくプログラム上の社債の要項が修正されるかもしれないというリスクが存在する。

確定利付債券に特有のリスク

プログラム上の確定利付社債への投資には、その後の市場金利の変動によりプログラム上の確定利付社債の価値が悪影響を受けるリスクが伴う。

投資家は、市場金利がプログラム上の社債に関して支払われる固定金利を上回っても、市場金利の増加による利益を得ることができない。

プログラム上の社債に対する金利の影響

プログラム上の社債への投資家は、その後の金利の変動がプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性があるというリスクに晒されている。プログラム上の社債への投資には、プログラム上の社債の額面通貨に関する金利リスクが伴う。マクロ経済、政府、投機および市場心理等の各種要因が金利に影響する。金利の変動は、プログラム上の社債の価値に影響を及ぼすおそれがある。

信用格付けはすべてのリスクを反映していないことがある

一つまたは複数の独立した格付会社が、プログラム上の社債の発行に格付けを付与する場合がある。格付けは、商品設計、市場および上記に述べた追加的な要因ならびにプログラム上の社債の価値に影響を与え得るその他要因に関連したすべてのリスクから生じ得る潜在的な影響を反映していない場合がある。信用格付けは、証券の購入、売却または保有を勧奨するものではなく、当該格付けは、随時、修正または撤回されることがある。

投資に関する法規制により一部の投資は制限される場合がある

一部の投資家による投資活動は、投資に関する法律と規則、または一部の当局の審査や規制により制限を受ける。投資予定者は、自身の法律顧問に相談した上で、以下に該当するか否か、またはその範囲について判断する必要がある。(i)プログラム上の社債は合法的な投資であること、(ii)プログラム上の社債が各種借入れの担保として利用できること、(iii)プログラム上の社債の購入または質権の設定にはその他の規制が適用されること。投資家はそれぞれの法律顧問や適切な規制当局に相談した上で、適用されるリスク・ベースの自己資本ルールまたは類似のルールに基づくプログラム上の社債の適切な取扱いについて判断する必要がある。

プログラム上の社債に関する税制

プログラム上の社債が関係する取引は、とりわけ購入予定者の地位および譲渡税と登録税に関する法律によっては課税を購入予定者にもたらす可能性がある。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務が現物決済される場合、資産の譲渡または資産譲渡契約に関し、印紙税、印紙保留税および／または類似の譲渡税を課税される可能性がある。

米国の外国口座税務コンプライアンス法に基づく源泉徴収によってプログラム上の社債に対する支払いは影響を受けるおそれがある

プログラム上の社債は大券の形式で発行され、例外的な場合を除き通常は振替システムにおいて保有されているが、1986年米国内国歳入法第1471条から1474条（以下「FATCA」という。）において課される新しい報告制度および潜在的源泉徴収税によって振替システムが受領する支払いの金額が影響を受けるとは予想されていない。しかし、カストディアンまたは仲介業者が一般的にFATCA源泉徴収のない支払受領ができない場合、当該カストディアンまたは仲介業者に対する支払いは、最終的な投資家につながる一連の支払いにおいて、FATCAの影響を受ける可能性がある。FATCAは、FATCA源泉徴収のない支払いを受け取る権利を付与されていない金

融機関である最終的な投資家に対する支払い、または FATCA 源泉徴収されずに行われる支払いのために必要な情報、書式、その他のドキュメンテーションまたは同意をブローカー（または支払いを受け取る他のカストディアンもしくは仲介業者）に提供していない最終的な投資家に対する支払いにも影響を及ぼす可能性がある。投資家は、カストディアンまたは仲介業者を慎重に選定し、各投資家が FATCA または FATCA と関連する他の法律や契約の遵守を徹底させる必要があるほか、カストディアンまたは仲介業者が FATCA 源泉徴収のない支払いを行うために必要な情報、書式、その他のドキュメンテーションもしくは同意を各々のカストディアンまたは仲介業者に提供する必要がある。投資家は FATCA のより詳細な説明および FATCA が投資家にどのような影響を与えるかについて自身の税務顧問に相談すべきである。プログラム上の社債に基づく発行会社の債務は、（本社債の所持人としての）振替システムの共通預託機関またはコモン・セーフキーパーに支払った時点で債務を免除されるため、それ以降に振替システムおよびかかるカストディアンまたは仲介業者を通じて送金された金額についてはいかなる責任も負わない。さらに、米国と政府間合意（以下「IGA」という。）を締結した管轄における外国金融機関は、当該外国金融機関が IGA の条件および実施法令を遵守することを条件として、一般的には FATCA または IGA（もしくは IGA を実施する法令）に基づいて、当該金融機関の行う支払いについて源泉徴収を行うことを想定していない。

米国追加雇用対策法によってプログラム上の社債に対する支払いは影響を受けるおそれがある

米国追加雇用対策法においては、一定の条件を満たす場合、一定の金融商品に基づき支払われる、または支払ったとみなされる米国源泉の配当に起因する金額に 30% の源泉徴収が課税される。米国追加雇用対策法の関連する条項が重要な点において本社債に適用されるか否かは不確定であるが、仮に発行会社または源泉徴収代理人が源泉徴収を行う必要であると判断した場合、発行会社または源泉徴収代理人は源泉徴収された金額について追加の金額を支払う義務を負わない。

情報

プログラム上の社債の発行に関連し、参照資産の発行会社の財政状態や信用度に関する調査は行われていない。プログラム上の社債の投資家は、参照資産および当該発行会社に関し、参照資産に直接投資している場合と同様の情報を入手し、それを評価する必要がある。さらに、投資家は、参照資産の過去のパフォーマンスを将来の結果を予測したものとみなしてはならないことを理解する必要がある。

証券の発行会社その他の作為または不作為

一定の状況下において、プログラム上の社債に関連するまたはリンクしている証券の発行会社の作為もしくは不作為、または発行会社の支配が及ばないその他の者の作為もしくは不作為（プログラム上の社債に対する修正、または早期償還や期限前終了（該当する場合）を発生させる作為を含む。）は、社債権者の権利および／またはプログラム上の社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

市場障害事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関連して市場障害事由が発生するリスクに晒されている。計算代理人が以下のいずれかに該当すると判断した場合、プログラム上の社債に関して市場障害事由が発生する可能性がある。すなわち、関連する証券取引所が通知なく定時より早く閉場されること、取引に制限が課されること、取引が停止されること、および市場参加者による評価の入手または取引の実行が妨げられることである。

計算代理人により市場障害事由が発生したと判断された場合、その結果として、プログラム上の社債の価値は、かかる社債に定められる評価の延期や調整によって悪影響を受ける可能性がある。参照資産の最終レベルまたは終値は、関連する参照資産を構成している残りの証券を参照することによって計算されることができる。

追加障害事由

投資家は、プログラム上の社債に関し、本書に記載されている一定の状況下において追加障害事由が発生することに留意する必要がある。プログラム上の社債に関して追加障害事由が発生した場合、発行会社はその単独かつ絶対的裁量でプログラム上の社債を継続するか否かについて決定でき（継続を決定した場合には行われる調整を決定できる。）、または計算代理人はプログラム上の社債に関して早期償還日を指定し、社債権者は計算代理人が状況により補償として公正であるという計算代理人の判断に基づいて「早期消滅決済額」を受け取る。

「法の変更」が補足条件書において追加障害事由として指定されている。「法の変更」は、法の変更により、発行会社がプログラム上の社債に基づく債務をヘッジすることは違法であるかもしくは違法になると判断した場合、または発行会社もしくは指定された関連会社がプログラム上の社債に基づく債務の履行するため重大な費用増加を負担する場合に発生しうる。

関連するプログラム上の社債に関し、当初に予定された満期償還日よりも前にかかる早期償還が発生すると、社債権者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に発生する関連の参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

臨時事由

プログラム上の社債に関し、参照資産において一定の事由（合併、株式公開買付もしくは株式交換、上場廃止、国有化もしくは政府機関に対する譲渡、または参照資産の発行会社の倒産もしくは破産など）が発生するリスクが存在する。かかる事由が発生した場合、計算代理人は社債の条件の調整およびプログラム上の社債の償還など一定の措置を講じることができる。

本社債が早期償還された場合、当該保有者は投資の一部または全部を失うおそれがあるほか、かかる償還後または終了後に生じ得る参照資産の将来の値上がり益を享受できなくなる。

潜在的調整事由

プログラム上の社債の投資家は、参照資産に関して一定の状況（証券の分割、併合もしくは種類変更、配当もしくは特別配当の分配、参照資産の発行会社による償還もしくは買戻し、または関連する参照資産の理論価値を希薄化もしくは増大化する効果のあるその他の事由など）が発生するリスクに晒されている。かかる状況が発生したと判断した場合、計算代理人はその単独かつ絶対的裁量で、プログラム上の社債が関連する参照資産の数、償還計算式、プログラム上の社債の他の決済、支払い、その他の規定に対し、妥当と判断した関連する調整を行うとともに、かかる調整の効力発生日を決定することができる。かかる調整の結果としてプログラム上の社債の価値は悪影響を受けるおそれがあるほか、その保有者は結果的に投資の一部または全部を失う可能性がある。計算代理人は、自らの判断により、状況に照らし公正と判断した金額をプログラム上の社債の保有者に支払うことによりプログラム上の社債の終了を決定することもでき、かかる判断により社債の保有者は損失を被ることがある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第 1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日）
平成 27 年 5 月 29 日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書（自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日）
平成 27 年 8 月 17 日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 に掲げた有価証券報告書の訂正報告書）を平成 27 年 8 月 17 日に関東財務局長に提出

第 2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日までの間において、変更その他の事由はない。

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当該会社の名称および住所

アルプス電気株式会社
東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理由

本社債は、「第一部 証券情報、第2 売出要項 売出社債のその他の主要な事項 1. 利息」に記載の条件に従い、関連ある判定日において、当該会社の普通株式の終値が利率判定価格を下回ると計算代理人が判断した場合、本社債に適用ある利率が額面金額に対して年0.10%に変更される。また、「第一部 証券情報、第2 売出要項 売出社債のその他の主要な事項 2. 償還および買入れ (2) ノックアウト早期償還」に記載の条件に従い、関連ある判定日において、当該会社の普通株式の終値がノックアウト価格以上であると計算代理人が判断した場合、額面金額で早期償還され、本社債の満期における償還は、同「(1) 満期における償還」に記載の条件に従い、ノックイン事由が発生しており、かつ当該会社の普通株式の最終価格が行使価格未満である場合、発行会社による償還株式数の受渡および（もしあれば）現金調整額の支払によりなされる。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社、ディーラー、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、当該会社の情報の正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行 済 株 式	種 類	発行済株式数	上場金融商品取引所 または 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
		(平成27年8月5日現在)		
	普通株式	188,674,255株	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株

(注) 平成27年8月1日から平成27年8月5日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 82 期）

（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

平成 27 年 6 月 19 日関東財務局長に提出

② 四半期報告書または半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（第 83 期第 1 四半期）

（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 6 月 30 日）

平成 27 年 8 月 5 日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成 27 年 6 月 22 日に、関東財務局長に提出

④ 訂正報告書

該当事項なし。

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

アルプス電気株式会社 関西支店

（大阪府吹田市泉町三丁目18番14号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第 3 【指数等の情報】

該当事項なし。

「発行登録」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

2014 年 5 月 29 日

関東財務局長 殿

会社名 ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポ
レイション・リミテッド

代表者の役職氏名 副会長兼最高経営責任者 ピーター・ウォ
ン・ツン・シュン
(最高財務責任者であるサラ・C・レグがピ
ーター・ウォン・ツン・シュンに代わって署名
する。)

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成 26 年6月4日）以前5年間にその募集又
は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は
交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（香港上海
銀行）第1回円貨社債(2013)

(平成 25 年 6 月 20 日発行)

券面総額又は振替社債の総額 377 億円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（以下「当行」という。）は、1865年に香港と上海で創立され、世界で最大級の銀行および金融サービス組織であるHSBCグループの創立メンバー企業である。当行は香港で設立された最大の銀行であり、紙幣を発行している香港の銀行3行のうちの1行である。

当行およびその子会社（以下「当行グループ」という。）は、国際的な顧客基盤の財務的および資産運用ニーズに応じて、一連の個人向け、商業向けおよび法人向けのバンキングならびに関連した金融サービスを、アジア・太平洋地域における20の国および地域で、この地域での最大の国際的金融機関ネットワークで提供している。当行グループは、約68,000名の従業員（当行従業員は37,000名）を雇用している。

当行グループは、銀行業務および関連金融サービスを、香港とその他アジア・太平洋地域の2つの地域において顧客に幅広く提供している。顧客に提供する商品およびサービスは、グローバル・ベースの事業ごとに組織されている。

- ・リテール・バンキングおよびウェルス・マネジメント（RBWM）は個人顧客を担当している。当行グループは預金を受け入れ、トランザクション・バンキング・サービスを提供して、顧客の日常の資金管理および将来に備えた貯蓄を実現している。当行グループは、顧客の短期的または長期的な借入の必要性に対する支援を行うために、選択的に信用枠を提供することに加え、財務アドバイス、ブローキング、保険および投資サービスを提供して顧客が資産を管理し、保護する手助けをしている。
- ・コマーシャル・バンキング（CMB）は、高度な財務ニーズを有する法人および中堅企業の両方を担当するコーポレート・バンキングと、中小企業（SME）を担当するビジネス・バンキングの事業部門に分けることで、当行グループの対象顧客に応じて差別化されたサービスの提供を可能にしている。これにより、顧客企業が国内および海外の両方で成長する途上で継続的に支援を行うことが可能となり、また海外進出の意欲を持つ顧客に明確に焦点を絞ることを確保している。
- ・グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（GB&M）は、顧客のニーズに合わせた財務ソリューションを、世界的規模において、主要な政府、法人および機関顧客に提供する。GB&Mは、顧客の財務ニーズを完全に理解するため、長期的な顧客関係管理アプローチを採用している。セクターに焦点を当てた顧客サービス・チームはリレーションシップ・マネージャーと商品スペシャリストで構成され、個別の顧客ニーズに応える財務ソリューションを策定する。
- ・グローバル・プライベート・バンキング（GPB）は、富裕層顧客およびその家族に対し、投資運用サービスおよび信託サービスを提供する。当行グループは、卓越した顧客サービスの提供、当行グループの全世界的な拠点の活用および包括的な一連のサービスの提供を通じて、顧客ニーズに応えることを目指している。

当行グループの主要な子会社

2014年12月31日現在の当行の主要な子会社は、以下に示す通りである。

2014年12月31日現在

社名	設立国	保有割合 (間接保有)	主要な 事業の内容	自己資本額	連結または 非連結
ハンセン・バンク・ リミテッド	中華人民共和国 香港特別行政区	62.14%	バンキング	9,658百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (チャイナ) カンパニー・リミテッ ド	中華人民共和国	100%	バンキング	15,400百万 人民元	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク・マレーシア・ ブルハド	マレーシア	100%	バンキング	115百万 マレーシア・ リンギット	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク・オーストラリ ア・リミテッド	オーストラリア 連邦	(100%)	バンキング	811百万 豪ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (台湾) リミテッド	台湾	(100%)	バンキング	34,800百万 台湾ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ インシュアランス (アジア) リミテッド	中華人民共和国 香港特別行政区	(100%)	保険	2,798百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ ライフ (インターナシ ョナル) リミテッド	バミューダ諸島	(100%)	退職給付 および 生命保険	4,178百万 香港ドル	会計目的上 連結
エイチエスビーシー・ バンク (ベトナム) リ ミテッド	ベトナム	100%	バンキング	7,528,000百 万ベトナムド ン	会計目的上 連結

2014年12月31日現在で、当行は上記の他に概ね146社の子会社を有していた。

当行の直接の親会社はオランダで設立された中間持株会社であるエイチエスビーシー・アジア・ホールディングス・ビーヴィであり、当行の全株式を所有している（株式の100%を直接保有している）。エイチエスビーシー・アジア・ホールディングス・ビーヴィの登録住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番である。

当行の最終親会社は、HSBCグループの持株会社であるエイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーであり、同社は英国で設立され、当行の株式の100%を間接所有している。エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーは、4つの中間持株会社を通じて、当行の株式を保有している。

エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの登録事務所の住所は、連合王国、E14 5HQ、ロンドン市カナダ・スクエア8番で、2014年12月31日現在の株主資本合計は190,447百万米ドルである。

スチュワート・T・ガリバー、ラウラ・チャ・メイ・ルンおよびピーター・ウォン・ツン・シュンは、エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシーの取締役またはグループ・マネージング・ディレクターを兼任している。

2 主要な経営指標等の推移

連結

	2014 年	2013 年	2012 年	2011 年	2010 年
各事業年度（百万香港ドル）					
正味営業収益（貸倒損失控除前）	173,389	202,596	162,267	147,170	131,566
税引前当期純利益	111,189	144,756	108,729	91,370	77,885
株主に帰属する利益	86,428	119,009	83,008	67,591	57,597
各年度末現在（百万香港ドル）					
株主資本	557,835	480,809	437,399	340,824	320,130
資本合計	608,346	522,224	473,078	371,343	347,435
自己資本ベース合計	425,037	378,110	272,892	246,206	236,720
顧客からの預金	4,479,992	4,253,698	3,874,884 ¹	3,565,001 ¹	3,313,244 ¹
資産合計	6,876,746	6,439,355	6,065,327	5,607,480	5,039,918
諸比率（％）					
平均株主資本利益率	16.9	25.9	21.9	21.6	21.1
平均総資産の税引後利益率	1.39	2.08	1.54	1.34	1.33
費用対効果比率	42.1	33.9	42.4	46.1	45.8
純利ざや	1.91	1.94	1.96	1.91	1.83
自己資本比率					
－ 普通株式等 Tier 1 資本	14.4	14.1	－	－	－
－ Tier 1 資本	14.4	14.1	－	－	－
－ 総資本	15.7	15.2	－	－	－
－ 中核的自己資本	－	－	13.7	12.4	11.7
－ 自己資本充足度	－	－	14.3	14.6	14.7

1 2014年1月1日から非トレーディングのリバース・レポ取引およびレポ取引は、貸借対照表上の別項目にて表示されることとなり、2013年の比較対象数値は修正再表示されている。2012年までの数値は修正再表示されていない。

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 27 年 7 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成27年7月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者や、本債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリスクがあること。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があること。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が

低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上